

## 政策分野4 特別な支援を要する子どもや家庭への支援

### 施策（11）社会的養護が必要な子どもへの支援

#### 【元気発進！子どもプランの実績・成果】

市内には、保護者がいない、保護者が養育できないなど社会的養護が必要な子ども（要保護児童）を受け入れる、児童養護施設が6施設、乳児院が1施設あります。これら施設に対し、職員配置の見直しによる人員増や発達障害等のある児童にきめ細かな対応をするための職員加算、里親支援専門相談員の配置等のための運営費の加算など、児童の処遇向上を目的としたさまざまな施策を行ってきました。また、虐待を受けた子どもへの家庭的なケアを実施するため、原則6人の小規模グループケアを7施設で実施しています。

さらに、児童養護施設等を退所する児童の自立支援のため、自動車運転免許取得費用の助成や就職に有利な資格取得費用の援助を行ったほか、大学等への入学金の助成を開始しました。また、生活指導を行う自立援助ホームの運営などにも努めています。

このほか、里親の養育技術の向上等を図るために研修を実施するとともに、情報交換の場である里親サロンを定期的に開催しました。加えて、家庭生活体験事業（一日里親事業）を実施し、児童養護施設等の入所児童が温かい家庭生活を体験することで、児童の社会性の涵養や情緒の安定を図っています。

このように、要保護児童の成長と自立を支援するため、子どもの状態に応じた適切な支援に努めてきました。

#### 【現状・課題】

##### ア. 小規模グループケア等による家庭的養護

###### 《現状》

児童養護施設等では虐待を受けた子どもの入所が多く、きめ細かなケアのために、職員との個別的なかかわりを重視した家庭的な養護（小規模グループケア、地域小規模児童養護施設）が望まれています。また、児童養護施設等では、自閉症やアスペルガー症候群などの発達障害のある子どもや、虐待を受けた子どもなどの処遇困難な児童を受け入れる例が多い傾向にあります。

###### 《課題》

- 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設による家庭的な養護を促進する必要があります。
- 発達障害のある子ども、虐待を受けた子どもなど処遇困難児童の受入に伴う職員の資質向上や体制強化を図る必要があります。

## **イ. 退所を控えた児童に対する自立支援**

### 《現状》

児童養護施設等を退所する児童は保護者の支援を受けられないことが多く、さまざまな生活・就業上の問題を抱えながら、自らの努力で生活基盤を築いていかなければなりません。退所を控えた児童や退所後の児童に対し、生活や就業に関する相談に応じる等、地域社会における社会的自立の促進を図ることが求められています。

### 《課題》

- 児童養護施設等の退所を控えた児童、退所後の児童に対する自立を支援する必要があります。

## **ウ. 家庭的な養育**

### 《現状》

里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）は、児童養護施設や乳児院以外の社会資源として、さらなる充実が望まれています。また、児童虐待や養育環境などの理由により、お盆や正月などでさえ家庭には帰省できない子どもがいます。

### 《課題》

- 里親制度の普及・拡大(登録数の増) や、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を推進する必要があります。
- 家庭に帰れない子どもたちに、家庭生活を体験する機会を提供するため、家庭生活体験事業（一日里親事業）を拡充するなど、子どもたちが将来目指すべき模範となるような、温かな家庭での生活体験ができるよう、配慮することが必要です。

## 【施策の方向性・柱】

『社会的養護が必要な子どもが、それぞれの子どもにあった生活環境で、健やかに育まれ、自立できる社会環境づくり』

### ① 児童養護施設における生活環境整備等の促進

児童養護施設において、家庭的養護を推進するための小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の設置を進めるとともに、子どもたちへの支援をさらに充実するため、職員の資質の向上等を図ります。

また、就職・進学に際し、児童が希望する進路を選択できるよう、自立に向けた支援を行います。

### ② 里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の普及促進

家庭的な養育環境としての里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の普及を促進し、児童養護施設とあわせて、それぞれの子どもにあった養育環境を提供することで、子どもの置かれた状況に応じた社会的養護を実施します。

## 【成果の指標（目標）】

### ① 地域小規模児童養護施設・小規模グループケアの実施箇所数

〈25年度：11か所⇒31年度：23か所〉

### ② 要保護児童数に対する里親・ファミリーホーム委託率

〈25年度：14.2%⇒31年度：20%〉

(参考データ)

○ 施設種別要保護児童数

種別		施設数	定員	被措置児童数
市内	児童養護施設	6か所	405人	329人
	乳児院	1か所	33人	23人
	里親※	79世帯	—	39人
	ファミリーホーム	6か所	36人	21人
市外	児童養護施設	隨時	隨時	12人
	情緒障害短期治療施設	隨時	隨時	2人
	児童自立支援施設	隨時	隨時	1人

注:平成26年3月31日現在

※里親の「施設数」欄は登録世帯数

○ 里親登録数(各年度末現在)

平成20年度	61世帯
平成21年度	62世帯
平成22年度	68世帯
平成23年度	75世帯
平成24年度	79世帯
平成25年度	79世帯

○ 家庭生活体験事業(一日里親事業)の実績

年度	全児童数 (各年度8月1日現在)	体験延べ児童数	受託里親世帯数
20	392人	357人	233世帯
21	391人	683人	462世帯
22	362人	610人	421世帯
23	353人	754人	459世帯
24	348人	836人	499世帯
25	358人	743人	422世帯

資料:北九州市子ども総合センター統計

注:全児童数は8月1日現在の児童養護施設入所者数

体験児童数・受託里親数は、ともに延べ数

## ■ 具体的な取り組み

### ① 児童養護施設における生活環境整備等の促進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
238	児童養護施設処遇改善事業 〔子ども家庭局・子育て支援課〕	児童養護施設を対象に、発達障害児や知的障害児などの処遇困難児を受け入れる人数に応じて、職員を加配する費用を補助し、処遇困難児への必要なケアと他児の処遇の質を確保します。あわせて、職員配置の充実を図ります。
239 拡充	地域小規模児童養護施設・小規模グループケアの実施 〈児童養護施設措置費〉 〔子ども家庭局・子育て支援課〕	児童養護施設等において、家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したケアを提供するため、小規模なグループ（原則6名以内）によるケアを実施します。  《地域小規模児童養護施設・小規模グループケア実施箇所数》 25年度：11か所⇒31年度：23か所
240	自立援助ホームの運営 〈児童養護施設措置費〉 〔子ども家庭局・子育て支援課〕	児童養護施設等を退所し、就職する児童に対し、共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助および生活指導、就職支援を行うことで、社会的自立の促進に寄与する自立援助ホームを運営します。  《就職等自立児童数》 25年度：7人⇒増加
241	児童養護施設等入所児童への運転免許取得費助成など自立支援事業 〔子ども家庭局・子育て支援課〕	児童養護施設等の退所を控えた児童等を対象に、普通自動車運転免許取得費や就職に有利な資格取得費の一部を助成することにより、児童の自立を支援します。  また、大学等の入学金の助成や生活費の支援を行い、進学の希望に応えます。  《運転免許取得者数》 25年度：18件⇒増加

242	児童養護施設入所児童等の身元保証人確保対策事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	施設入所児童等が就職や住宅を賃借する際、施設長等がその保証人を引き受けやすくするため、その損害賠償等を補償する保険に自治体負担で加入し、施設入所児童等の退所後の自立を促進します。
243	入所児童の権利擁護のための調査審議等を行う審査部会の社会福祉審議会児童福祉専門分科会への設置 [子ども家庭局・子育て支援課]	市内の児童養護施設等で発生した被措置児童等への虐待に対し、入所児童の権利の侵害を救済し、心身の健全な成長を図るため、その権利の擁護に向けた調査審議等を行い、市長に対して対応方針等について意見を述べます。
再掲 137	児童福祉施設等第三者評価事業 [子ども家庭局・保育課] [子ども家庭局・子育て支援課]	保育所や児童養護施設等について、より適切な情報の提供やサービスの質の向上を図るために、第三者評価を実施します。あわせて、全ての施設が第三者評価を実施するよう普及を図ります。  《参加実施施設数》 25年度：148施設⇒31年度：全ての保育所

## ② 里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の普及促進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
244 拡充	ファミリーホームの運営 〈児童養護施設等措置費〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	家庭的養護を促進するため、保護者のいない児童などに対して養育者の住宅を利用し、児童の養育・自立支援を行います。あわせて、ファミリーホームの普及・促進に努めます。  《実施箇所数》 25年度：6か所⇒31年度：11か所

245	<p>里親促進事業 [子ども家庭局・子ども総合センター]</p>	<p>家庭での養育に欠ける児童に対して、家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行う里親委託を推進するため、制度の普及啓発や里親への支援を総合的に実施します。</p> <p>《要保護児童に対する里親・ファミリーホーム委託率》</p> <p>25年度：14.2%⇒31年度：20%</p>
246	<p>家庭生活体験事業（一日里親事業）の充実 〈児童養護施設等措置費〉 [子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>児童養護施設に入所している児童に温かい家庭生活を体験する機会を設け、児童の社会性の涵養や情緒の安定、退所後の自立を促進します。</p>

## 施策（12）ひとり親家庭等への支援

### 【元気発進！子どもプランの実績・成果】

ひとり親家庭は、就業による自立を促進することが重要です。そこで、母子福祉センターにおいて、就職に有利で受講希望の多い講座を新設し、就業支援講習会を充実するとともに、ハローワーク等と連携しながら、就労相談に応じるキャリアカウンセラーを新たに配置するなど同センターの機能強化を図り、支援内容を充実しました。

また、就業に役立つ資格を取得する際に、その受講期間中の生活の不安を解消し、安定した就業環境を提供するために支給する高等職業訓練促進給付金を拡充するとともに、ひとり親家庭への理解を示す企業を開拓し、就職の機会を提供する合同就職説明会を開催するなど、就業支援の強化に取り組みました。

ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費支給制度により、医療費の自己負担額を助成するとともに、母子・寡婦福祉資金貸付制度により、母子家庭等の経済的自立の促進および生活意欲の向上を図りました。

父子家庭への支援も拡充し、平成22年度からは児童扶養手当の支給、平成25年度からは高等職業訓練促進給付金などの制度が父子家庭も対象となりました。また、平成26年10月からは、福祉資金の貸付もその対象とし、母子福祉センターの名称も母子・父子福祉センターに改めました。

このほか、ひとり親家庭の抱えるさまざまな悩みや不安の相談に対応するとともに、その実態に応じ必要な支援を行うことにより、経済的・社会的な自立の促進に努めてきました。

### 【現状・課題】

#### ア. 就業の状況

##### 《現状》

本市の「母子世帯等実態調査」によると、母子家庭の平均年収は約234万円と父子家庭の約半分という低い水準にあります。雇用形態をみても、母子家庭の母親の83.6%が仕事に就いているものの、パートタイマーなどの非正規雇用の割合が48.8%と高く、非常に厳しい現状にあります。

##### 《課題》

- 母子家庭が、収入面、雇用条件等で安定した仕事に就けるよう、引き続き、自立支援・就業支援を行う必要があります。

## イ. 子育て・生活の状況

### 《現状》

母子家庭は、母親が一人で生計を担っており、収入が少ない傾向があることから、日常の生活費や子どもの教育をはじめ、さまざまな経済的負担に悩みや不安を抱えています。

父子家庭からは、年金や手当、医療保障の充実のほか、職業訓練の場や働く機会を増やす等の要望があります。

一方で、ひとり親家庭が一時的に生活援助や保育サービスが必要な際に、家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業をはじめ、自立を支援する施策を実施していますが、十分に活用されていません。

### 《課題》

- 母子家庭の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等医療費や児童扶養手当の支給、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の利用についても促進する必要があります。
- 父子家庭を支援する施策の充実を図る必要があります。
- 自立を図るための施策の情報を必要とするひとり親家庭に、確実かつ効果的に届くよう、情報の提供方法を工夫する必要があります。

## ウ. 子どもの貧困

### 《現状》

我が国の子どもの貧困率は 16.3% (2012 年厚生労働省データ) であり、先進国の中でも厳しいこと (2010 年 OECD 加盟 34 力国中 25 位) が指摘されており、子どもの貧困対策の推進に関する法律において、地方自治体は国と協力しながら、地域の状況に応じた子どもの貧困対策に関する施策を講じることとされています。

収入が低い母子家庭など親の世代の貧困が子どもの教育格差を生み、不利な就職を経て、次の世代の貧困につながる「貧困の連鎖」の問題が指摘され、その対応が必要とされています。

### 《課題》

- 貧困は、子どもたちの生活や成長にさまざまな影響を及ぼすことが指摘されており、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、必要な成育環境の整備に努める必要があります。
- 経済的な理由などにより、十分な学習支援を受けることができない子どもを含め、学習の手助けが必要な子どもを支援するため、関係機関と連携しながら学習支援を行い、「貧困の連鎖」を未然に防ぐ取り組みが必要です。

## 【施策の方向性・柱】

『ひとり親家庭等が自立し、安定した生活を営むことができる社会環境づくり』

### ① ひとり親家庭の生活の安定と向上

就業により収入を安定的に確保するため、就業支援のさらなる充実を図るとともに、各家庭が自立に必要な施策を有効に活用できるよう情報提供を充実するなど、総合的な自立支援を行います。

### ② 子どもの貧困対策

子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育や生活、就労の支援、経済的支援など必要な環境整備を総合的に進めます。

## 【成果の指標（目標）】

① ひとり親家庭の就業を支援する施策の利用数（母子・父子福祉センターの延べ利用者数）  
〈25年度：10,011人⇒増加〉

② ひとり親家庭の支援・相談窓口を知らない人の割合

(i) 母子・父子福祉センター 〈25年度：62.1%⇒減少〉  
(ii) 子ども・家庭相談コーナー 〈25年度：24.1%⇒減少〉

③ ひとり親家庭の就業率

(i) 母子家庭 〈23年度：83.6%⇒増加〉  
(ii) 父子家庭 〈23年度：91.8%⇒増加〉

※ただし、指標となる数値は、「母子家庭実態調査」時のみ把握

(参考データ)

○ ひとり親家庭の世帯数

母子家庭	15,733 世帯
父子家庭	2,229 世帯
計	17,962 世帯

○ 仕事の有無(母子家庭)

持っている	83.6%
持っていない	16.3%

資料:北九州市母子世帯等実態調査(平成 23 年度)

資料:北九州市母子世帯等実態調査(平成 23 年度)

注:推計値

○ 就労形態(母子家庭)

正社員	43.5%
非正規社員	48.8%
パートタイマー	35.8%
派遣・契約社員	10.5%
臨時・日雇など	2.5%

資料:北九州市母子世帯等実態調査(平成 23 年度)

○ 世帯の年間税込収入(母子家庭)

100~150 万円	17.8%
150~200 万円	16.3%
200~300 万円	25.9%

○ ひとり親家庭の平均年収

母子家庭	約 234 万円
父子家庭	約 434 万円
1 世帯当たり平均所得金額*1	549.6 万円

資料:北九州市母子世帯等実態調査(平成 23 年度)

\*1:全世帯(全国)の 1 世帯当たり平均所得金額、平成 22 年国民生活基礎調査

○ 公的機関や制度で、ひとり親家庭が「知らない」と回答した割合

	母子家庭	父子家庭
日常生活支援事業	61.8%	64.8%
母子寡婦福祉資金	42.0%	—
母子福祉センター	29.4%	53.8%
子ども・家庭相談コーナー	10.1%	30.2%

資料:北九州市母子世帯等実態調査(平成 23 年度)

○ ひとり親家庭で家事担当者の疾病時に、代わりに家事をする人がいない家庭の割合

区分	母子家庭	父子家庭
代わりに家事をする人はいない	34.1%	28.1%

資料:北九州市母子世帯等実態調査(平成 23 年度)

○ ひとり親家庭になった当時困ったこと

区分	母子家庭	父子家庭
さしあたりの生活費	63.4%	25.2%
子どもの養育・しつけ・教育	27.1%	56.5%

資料:北九州市母子世帯等実態調査(平成 23 年度)

注:複数回答

○ 母子家庭において現在不足している費用

日常の生活費	52.2%
子どもの就学・通学のための費用	47.2%
住宅の転居のための費用	21.5%
子どもの結婚のための費用	17.8%
就職のための費用	14.5%

資料:北九州市母子世帯等実態調査(平成 23 年度)

注:複数回答

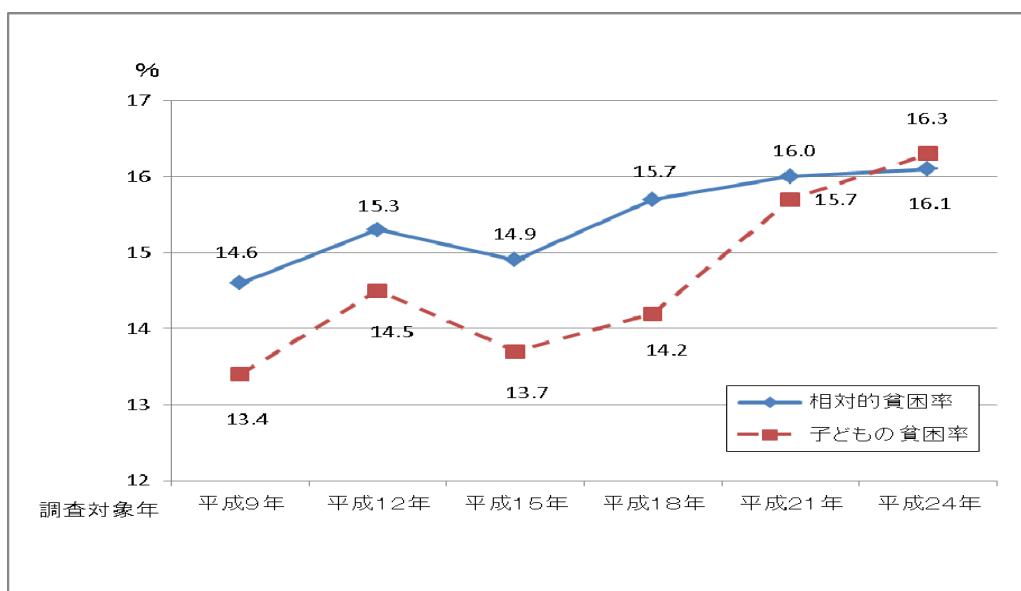
○ 父子家庭の行政機関に対する要望事項

年金・手当などを充実する	50.3%
医療保障を充実する	33.4%
職業訓練の場や働く機会を増やす	10.8%
生活上の不安や悩みの相談窓口を充実する	10.3%

資料:北九州市母子世帯等実態調査(平成 23 年度)

注:複数回答

○ 全国の相対的貧困率の年次推移



資料:平成 25 年国民基礎調査

## ■ 具体的な取り組み

### ① ひとり親家庭の生活の安定と向上

#### 【就業支援】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
247	ひとり親家庭自立支援給付金事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	<p>ひとり親家庭の親の就業を促進し、自立を支援するため、就職に有利で、生活の安定につながる資格の取得を促進するために支給する「高等職業訓練促進給付金」、就職につなげる能力開発のため教育訓練講座の受講料を助成する「自立支援教育訓練給付金」の利用を促進します。</p> <p>《給付金の受給件数》 25年度：127件⇒増加</p>
248 拡充	母子・父子福祉センター事業 〈母子・父子福祉センター運営委託〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	<p>母子・父子福祉センターにおいて、各種相談事業、自立促進のための各種講座や就職相談会、ハローワーク等と連携した就業支援を行います。</p> <p>また、各種研修会や親子のふれあい事業などを行い、ひとり親家庭等の総合的な福祉の向上を図ります。</p> <p>《センター延べ利用者数》 25年度：10,011人⇒増加</p>
249 拡充	母子自立支援プログラム策定事業の充実 〈母子・父子福祉センター運営委託〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	<p>母子・父子福祉センターで実施している就業支援の体制の充実を図り、就職者のさらなる増加を目指します。</p> <p>また、当該事業によって就職につながった事例などを集めた成功事例集を作成し、今後の就業支援に役立てるとともに、当該事業の周知にも活用します。</p>

250 <b>拡充</b>	ひとり親家庭のための合同就職説明会 [子ども家庭局・子育て支援課]	<p>ひとり親家庭に理解を示す企業を開拓し、企業への就職の場を提供する合同就職説明会を開催し、就業の機会を増やします。</p> <p>また、当該事業と母子・父子福祉センターで行っている母子自立支援プログラム策定事業を連携させて、就職者を増やします。</p> <p>《説明会参加者数》 25年度：69人⇒増加</p>
------------------	--------------------------------------	---

#### 【経済的支援】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
251	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の利用促進 [子ども家庭局・子育て支援課]	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立の促進と生活意欲の向上を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、修学や技能習得などのための各種資金を貸し付けるとともに、その利用を促進します。
252	ひとり親家庭等医療費支給事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	母子家庭の母または父子家庭の父および児童、父母のない児童の健康の保持と福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成します。
253	児童扶養手当 [子ども家庭局・子育て支援課]	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給することにより、もって児童の福祉の増進を図ります。

【子育て・生活支援】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
254	母子家庭等日常生活支援事業 〈母子家庭等生活支援事業〉  [子ども家庭局・子育て支援課]	ひとり親家庭や寡婦の生活の安定を図るために、就学等の自立促進に必要な事由や疾病等の事由により一時的に生活援助や保育サービスが必要なとき、生活を支援する家庭生活支援員を派遣して、ひとり親家庭等の生活の安定を図ります。
255	母子生活支援施設（母子寮）の運営  [子ども家庭局・子育て支援課]	市内2か所の母子寮において、児童の福祉に欠ける母子を保護し、自立促進のためにその生活を支援します。あわせて、退所した者について相談やその他の援助を行います。
256	ひとり親家庭等交流推進事業 〈母子家庭等生活支援事業〉  [子ども家庭局・子育て支援課]	ひとり親家庭や寡婦の相互の親睦を深め、親子のより良い関係を築くため、動物園等へのバスハイクやスポーツ大会などの交流事業を行います。  《参加者数》 25年度：449人⇒増加
257	母子・父子世帯向け市営住宅への優先入居  [建築都市局・住宅管理課]	母子・父子世帯の居住の安定確保を図るため、市営住宅の定期募集において、母子・父子世帯に対して一般申込枠とは別に申込枠を確保し募集を行います。

【相談・情報提供】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
258	ひとり親家庭施策の周知 [子ども家庭局・子育て支援課] [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	ひとり親家庭の利用できる制度や施設をまとめた「ひとり親家庭のガイドブック（携帯版）」を作成し、配布します。また、市ホームページ「子育てマップ北九州」や、情報誌「北九州市こそだて情報」に掲載する等、さまざまな方法でひとり親家庭に関する事業を周知します。
再掲 58	子ども・家庭相談コーナー運営事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	区役所の子ども・家庭相談コーナーで、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、それぞれの内容に応じた支援・対応を行い、相談者の不安や負担感の軽減を図ります。  《相談件数》 25年度：76,801件⇒増加

② 子どもの貧困対策

No.	事業名 [担当課]	事業概要
259 新規	子どもの学習支援 [子ども家庭局・子育て支援課] [保健福祉局・いのちをつなぐネットワーク推進課] [教育委員会・指導企画課]	経済的な理由や家庭環境などにより、学習の手助けが必要な子どもを支援するため、子育て・福祉・教育など関係部署が連携しながら学習支援の取り組みを進めます。

再掲 226	スクールソーシャルワーカー活用事業 [教育委員会・指導第二課]	<p>不登校、いじめ、児童虐待など児童生徒に係る問題行動解消のため、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有し、専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置して、児童生徒への直接的な働きかけとともに家庭環境への働きかけなど、福祉的視点から支援活動を行います。</p> <p>《スクールソーシャルワーカー配置数》 25年度：7人⇒30年度：10人</p>
260	児童生徒・学生に対する就学の機会均等を図るための経済的支援 [教育委員会・学事課]	<p>教育の機会均等を図るため、経済的理由によって就学が困難な児童生徒に対する学用品費等の支給や、学生に対する奨学資金の貸付を行い、小・中学校における義務教育の円滑な実施や高校・大学等における有用な人材の育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○義務教育において経済的理由により就学困難な児童生徒に対する学用品費等を支給する就学援助</li> <li>○高校・大学等において経済的理由により修学困難な学生等に対する奨学金の貸付</li> <li>○高校・大学等において家計急変により修学機会を失う恐れのある学生等に対する緊急的な奨学金の貸付</li> </ul>
再掲 257	母子・父子世帯向け市営住宅への優先入居 [建築都市局・住宅管理課]	<p>母子・父子世帯の居住の安定確保を図るために、市営住宅の定期募集において、母子・父子世帯に対して一般申込枠とは別に申込枠を確保し募集を行います。</p>

再掲 240	自立援助ホームの運営 〈児童養護施設措置費〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	児童養護施設等を退所し、就職する児童に対し、共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助および生活指導、就職支援を行うことで、社会的自立の促進に寄与する自立援助ホームを運営します。  《就職等自立児童数》 25年度：7人⇒増加
再掲 241	児童養護施設等入所児童への運転免許取得費助成など自立支援事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	児童養護施設等の退所を控えた児童等を対象に、普通自動車運転免許取得費や就職に有利な資格取得費の一部を助成することにより、児童の自立を支援します。  また、大学等の入学金の助成や生活費の支援を行い、進学の希望に応えます。  《運転免許取得者数》 25年度：18件⇒増加
再掲 247	ひとり親家庭自立支援給付金事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	ひとり親家庭の親の就業を促進し、自立を支援するため、就職に有利で、生活の安定につながる資格の取得を促進するために支給する「高等職業訓練促進給付金」、就職につなげる能力開発のため教育訓練講座の受講料を助成する「自立支援教育訓練給付金」の利用を促進します。  《給付金の受給件数》 25年度：127件⇒増加

再掲 248  <b>拡充</b>	母子・父子福祉センター事業 〈母子・父子福祉センター運営委託〉  [子ども家庭局・子育て支援課]	<p>母子・父子福祉センターにおいて、各種相談事業、自立促進のための各種講座や就職相談会、ハローワーク等と連携した就業支援を行います。</p> <p>また、各種研修会や親子のふれあい事業などを行い、ひとり親家庭等の総合的な福祉の向上を図ります。</p> <p>《センター延べ利用者数》 25年度：10,011人⇒増加</p>
再掲 249  <b>拡充</b>	母子自立支援プログラム策定事業の充実 〈母子・父子福祉センター運営委託〉  [子ども家庭局・子育て支援課]	<p>母子・父子福祉センターで実施している就業支援の体制の充実を図り、就職者のさらなる増加を目指します。</p> <p>また、当該事業によって就職につながった事例などを集めた成功事例集を作成し、今後の就業支援に役立てるとともに、当該事業の周知にも活用します。</p>
再掲 250  <b>拡充</b>	ひとり親家庭のための合同就職説明会 [子ども家庭局・子育て支援課]	<p>ひとり親家庭に理解を示す企業を開拓し、企業への就職の場を提供する合同就職説明会を開催し、就業の機会を増やします。</p> <p>また、当該事業と母子・父子福祉センターで行っている母子自立支援プログラム策定事業を連携させて、就職者を増やします。</p> <p>《説明会参加者数》 25年度：69人⇒増加</p>
再掲 251	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の利用促進 [子ども家庭局・子育て支援課]	<p>ひとり親家庭や寡婦の経済的自立の促進と生活意欲の向上を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、修学や技能習得などのための各種資金を貸し付けるとともに、その利用を促進します。</p>

再掲 252	ひとり親家庭等医療費支給事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	母子家庭の母または父子家庭の父および児童、父母のない児童の健康の保持と福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成します。
再掲 253	児童扶養手当 [子ども家庭局・子育て支援課]	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給することにより、もって児童の福祉の増進を図ります。
再掲 258	ひとり親家庭施策の周知 [子ども家庭局・子育て支援課] [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	ひとり親家庭の利用できる制度や施設をまとめた「ひとり親家庭のガイドブック（携帯版）」を作成し、配布します。また、市ホームページ「子育てマップ北九州」や、情報誌「北九州市こそだて情報」に掲載する等、さまざまな方法でひとり親家庭に関する事業を周知します。
261 新規	子どもの貧困対策の推進に関わる会議の設置 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	子どもの貧困対策は、子育て、福祉、教育をはじめ、雇用、住環境など幅広い分野にわたる取り組みであり、全市的・全庁的な立場から、貧困の現状や課題を共有し、総合的に対策を進める体制づくりに取り組みます。

## 施策（13）児童虐待への対応

### 【元気発進！子どもプランの実績・成果】

児童虐待の防止、早期発見、早期対応を図るため、平成17年度に市に要保護児童対策地域協議会を、各区に要保護児童対策実務者会議を設置して、関係機関との連携を図っています。

児童虐待の通告があれば、子ども総合センター（児童相談所）と各区の子ども・家庭相談コーナーが協力しながら、緊急性や重篤度に応じて役割を分担し、迅速な対応に努めています。組織的にも、子ども総合センター（児童相談所）においては、児童虐待の初期対応を専門的に行うチームの設置や児童福祉司などの増員、各区の子ども・家庭相談コーナーでは虐待事案を担当する係長を配置するなど、体制の強化・充実を図ってきました。

また、幼稚園・保育所・学校など子どもに関する機関の職員に対しては、「児童虐待対応リーダー養成研修」等を通じて、虐待と疑われるケースへの対応力向上を図るとともに、市民向けには、毎年11月のオレンジリボンキャンペーン期間に「児童虐待問題連続講座」を開催するなど啓発活動にも努めてきました。さらに、虐待を行った保護者等に対しては、適切なカウンセリングを行い、必要に応じ養育技術の向上などを図るペアレントトレーニングを実施しています。

このように、児童虐待の防止、早期発見、早期対応および適切な支援を行うため、地域・区・市レベルの各段階において関係機関が相互に連携して支援していく体制を整えるとともに、関係機関への研修会や市民を対象とした啓発活動などを行いました。

### 【現状・課題】

#### ア. 児童虐待の早期発見、早期対応

##### 《現状》

本市の児童虐待通告件数は、ここ数年増加傾向にあり、平成25年度は547件となっています。これに対し、子ども総合センター（児童相談所）の児童虐待対応件数は、平成18年度の456件をピークに、いったんは平成22年度308件まで減少しましたが、その後微増し、平成25年度は380件となっています。

また、児童虐待に関する家庭訪問や調査、面接等の対応、家族再統合に向けた調整や支援に時間を要し、対応に苦慮しているケースもあります。

区役所の母子保健担当や学校などから、居住実態が把握できない児童に関する情報が寄せられるケースがあります。

##### 《課題》

- 児童虐待が深刻化する前に、児童虐待の早期発見・早期対応することが重要であり、そのためには関係者だけでなく、地域住民への研修や啓発が必要です。
- 虐待リスクの高い居所不明児童を含む児童虐待対応に関して、より高度な専門性や一時保護、立ち入り検査などの権限を持った子ども総合センターと、地域に根ざした支援を行う区役所がさらに連携を強化し、それぞれの特徴を生かした役割を果たすとともに、他の関係機関とも連携を深めて行くことが必要です。

## イ. 医療機関との連携

### 《現状》

児童虐待対応件数のうち、医療機関からの通報が少ない傾向にあります。全国の小児科専門医を対象とした調査（平成 16 年度）によると、虐待された児童の診察の経験は、6 割の医師が「あり」と答えていますが、そのうち、実際に通告したのはその 6 割にすぎません。

### 《課題》

- 地域の医療機関の虐待対応能力を向上させ、虐待が疑われる児童を早期に発見し、子ども総合センター（児童相談所）への通告につなげる取り組みを行う必要があります。

## 【施策の方向性・柱】

『児童虐待の発生予防に努めるとともに、早期発見、早期対応により、虐待が深刻化する前に適切な支援ができる社会環境づくり』

### ① 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応および適切な支援

育児不安の軽減を図るなど、児童虐待の発生予防に取り組み、虐待に至る前に気になるレベルで適切な支援を行います。また、児童虐待が深刻化する前に早期発見・早期対応に取り組み、子どもの安全を守るために一時保護や被虐待児のケア、家族再統合に向けた保護者への支援等を行うことで児童虐待の防止に努めます。あわせて、児童虐待による死亡事案の発生件数ゼロを目指します。

## 【成果の指標（目標）】

- ① 児童虐待対応件数 <25年度：380人⇒減少>

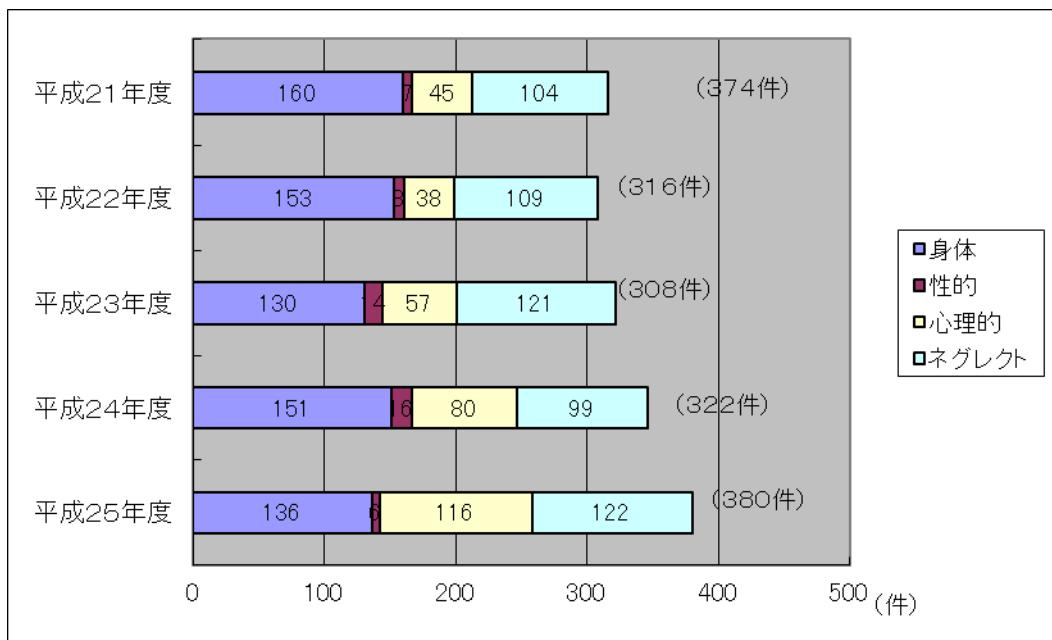
(参考データ)

○ 児童虐待対応件数の推移

年度	件数(件)	児童人口(人)	児童一万人中の件数(件)	養護相談(件)	養護相談中虐待の相談割合	相談件数(件)	全相談中虐待の相談割合
21	316 件	156,413 人	20.26 件	785 件	40.3%	4,475 件	7.1%
22	308 件	155,486 人	19.81 件	817 件	37.7%	4,669 件	6.6%
23	322 件	154,996 人	20.77 件	906 件	35.5%	4,608 件	7.0%
24	346 件	154,995 人	22.32 件	1,279 件	27.1%	6,260 件	5.5%
25	380 件	153,185 人	24.81 件	1,305 件	29.1%	6,261 件	6.1%

※平成 24 年度の相談件数の大幅な増加は、「子ども相談情報システム」の運用開始により、相談項目を確実に計上できるようになったなどによるもの。

○ 虐待の種類別件数の推移



○ 年齢別・虐待の種類別件数(平成 25 年度)

	身体	性的	心理的	ネグレクト	計
就学前児童	53 件	0 件	65 件	74 件	192 件
小学生	49 件	3 件	35 件	32 件	119 件
中学・高校生 その他	34 件	3 件	16 件	16 件	69 件
計	136 件	6 件	116 件	122 件	380 件

## ■ 具体的な取り組み

### ① 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応および適切な支援

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 58	子ども・家庭相談コーナー運営事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	区役所の子ども・家庭相談コーナーで、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、それぞれの内容に応じた支援・対応を行い、相談者の不安や負担感の軽減を図ります。  《相談件数》 25年度：76,801件⇒増加
再掲 11	生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業 〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるよう、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。  《乳幼児全戸訪問の訪問率》 25年度：88.9%⇒31年度：100%
再掲 13	育児支援家庭訪問事業 〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	個々の家庭の抱える養育上の問題の解決や負担の軽減を図るため、出産後間もない時期やさまざまな原因で養育が困難になっている家庭に対して、保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や専門的な支援を行います。  《家庭訪問件数》 25年度：2,424件⇒31年度：2,856件
再掲 17 拡充	妊娠期からの養育支援事業 〈すくすく子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	妊娠・出産・育児期において、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題など、特に養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、医療機関と連携しながら、養育支援を行うことにより、家庭の養育力を高め、児童虐待を防止します。

再掲 140	保育カウンセラー事業 [子ども家庭局・保育課]	<p>児童虐待の早期対応・防止や発達の気になる子どもへの対応等のため、保育カウンセラーと保育アドバイザーが市内認可保育所を訪問し、児童処遇に関する相談、児童のケアや保護者対応を指導、助言し、保育所を支援します。</p> <p>また、緊急事件等発生時において、迅速に児童、保護者、保育士等のカウンセリングを行い、対象者の心のケアに努めます。</p> <p>《保育所等への対応回数》 25年度：200回⇒現状維持</p>
再掲 14  拡充	乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業 〈すくすく子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	<p>虐待につながりやすい状況を早期に把握し予防するため、乳幼児健康診査未受診者に対して、家庭訪問を実施し、受診勧奨とともに、養育に関する相談に応じます。</p> <p>また、妊婦や乳幼児の健康診査をデータ管理し、受診結果に応じて保健指導を行います。</p> <p>さらに、未受診者のフォローに関して、関係機関と連携し、養育支援を特に必要とする家庭の把握に努めます。</p> <p>《フォローアップ率》 25年度：100%⇒現状維持</p>

262	<p>児童虐待の早期発見・迅速かつ適切な対応および児童への支援のための連携強化</p> <p>[子ども家庭局・子ども総合センター] [子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応および適切な支援を行うために、要保護児童対策地域協議会などを通して、関係機関との連携強化を図るとともに、関係職員等に対する研修会の実施や市民啓発などに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要保護児童対策地域協議会、要保護児童対策実務者会議等、関係機関の連携強化による虐待への対応、支援体制の充実</li> <li>○ 要保護児童対策実務者会議主催の研修等による関係機関の連携と虐待対応の質の向上</li> <li>○ 子ども総合センターと各区子ども・家庭相談コーナーの連携強化による虐待の通告・相談から支援までの体制の充実</li> <li>○ 虐待リスクの高い居所不明児童の早期発見・迅速かつ適切な対応の向上を図るため、関係機関との連携を強化</li> <li>○ 関係機関等が児童虐待にかかる早期発見や迅速かつ適切な対応を行えるよう「児童虐待対応リーダー養成研修」を継続的に実施</li> <li>○ 法律研修の実施や、法的判断が必要となる虐待事案に関する法律相談など弁護士会と連携した取り組みの実施</li> <li>○ 児童の実態が把握できない場合や虐待が疑われる場合は、速やかな児童の安全確認・安全確保のため、保護者への出頭要求や捜索、全国の児童相談所間の情報共有、警察への捜索願いの提出等を実施</li> </ul>
-----	---	--

再掲 59	子ども総合センターの運営 [子ども家庭局・子ども総合センター]	<p>児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関として、子どもに関する相談の受付、助言や指導、心理判定、障害の判定、一時保護など児童相談所業務を行います。</p> <p>また、児童虐待、非行、不登校などのさまざまな課題、悩みを抱える子どもや保護者を支援するため、カウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・連携等に取り組みます。</p>
再掲 76	家族のためのペアレントトレーニング事業 [子ども家庭局・子ども総合センター]	<p>虐待の再発防止および発生予防を図るため、「虐待を行った保護者」および「養育不安のある保護者」に対して、「家族再統合コース」、「養育不安コース」の二種類のプログラムを実施し、児童に対する養育技術に関する訓練を行います。</p> <p>また、保護者がより受講しやすいプログラムである「コモンセンスペアレンティング」の導入についても検証し、より効果的な事業となるよう取り組みます。</p>
263 新規	児童虐待防止医療ネットワーク事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	<p>小児患者に対応する拠点病院に児童虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関からの児童虐待に関する相談への助言、研修等、児童虐待対応力の向上を図ります。</p>
再掲 60	「24時間子ども相談ホットライン」事業 [子ども家庭局・子ども総合センター]	<p>いじめ・不登校等子どもの不安や悩み、保護者の子育てに関する悩み、児童虐待の緊急対応など、24時間体制で電話相談を受け付けます。</p>

## 施策（14）障害のある子どもへの支援

### 【元気発進！子どもプランの実績・成果】

障害のある子どもの療育および医療の取り組みの中核を担っている総合療育センターについては、老朽化等の課題に対応するとともに、障害のある子どもが安心して生活できる社会環境づくりを進めるため、建て替えを行うこととし、基本設計等本格的な取り組みに着手しました。

幼稚園や保育所等では、障害のある子どもの受け入れを行うとともに、総合療育センターなど専門スタッフによる支援など関係機関と連携しながら保育内容の充実を図りました。あわせて、関係者が情報共有を図るなど幼稚園、保育所等から小学校、特別支援学校への円滑な接続にも努めました。

放課後の居場所では、特別支援学級等も対象とした「放課後等デイサービス」を開始し、障害のある子どもが放課後の時間を安全に過ごせる場や、日常生活の基本動作の習得するための訓練、さまざまな余暇活動を体験する機会等を提供しました。放課後児童クラブでは、障害のある子どもを受け入れるクラブに対して、専門的見地から助言等を行う巡回カウンセラーの派遣を行うとともに、指導員向け研修を充実し、資質向上に努めた結果、障害のある子どもに対する理解が進み、受け入れが促進されています。

また、ライフステージを通じた一貫した相談支援体制の充実を図るため、「障害者基幹相談支援センター」を中心として、区役所の相談窓口である「高齢者・障害者相談コーナー」や「障害者しごとサポートセンター」、「総合療育センター地域支援室」などの専門相談機関との連携の強化を図ってきました。

発達障害についても、「発達障害者支援センター『つばさ』」などの専門相談機関を中心に、市民の理解を促進し、保護者による適切な対応を支援する取り組みを進めています。

このように、子どもの状態に応じた適切な支援を行うなど、障害のある子どもたちの成長と自立を支援する取り組みの充実に努めてきました。

### 【現状・課題】

#### ア. 障害のある子どもの早期発見

##### 《現状》

幼稚園や保育所等において、発達障害の兆候に気付いても、保護者が受容できなかったり、専門機関に行くことへの抵抗感を抱いたりするケースが多くなっています。また、保護者が子どもの障害の可能性に気づいてから、診断までの間に抱く不安感の軽減や精神的なケアが必要であり、身近なところで気軽に相談できる体制の充実が望まれています。

《課題》

- 医療と福祉の連携や、乳幼児の健診内容などにより、発達障害の早期発見の精度の向上を図る必要があります。
- 幼稚園や保育所等と障害福祉の専門機関との連携を図るとともに、保護者の障害受容への支援や身近で気軽に相談できる窓口が必要です。

**イ. 総合療育センターの役割**

《現状》

総合療育センターでの発達障害に係る新患数は、増加傾向にあります。また、重度の障害のある子どもの数は、ほぼ横ばい状況です。総合療育センターの専門性を生かし、障害のある子どもを支援する中核施設として、さらなる強化が求められています。

《課題》

- 総合療育センターの再整備にあわせ、医師や専門スタッフの確保および在宅や幼稚園・保育所等への支援の充実を図るなど、総合療育センターの機能強化について検討が必要です。

**ウ. 小学校就学前の支援**

《現状》

幼稚園や保育所等において、障害のある子どもの受入数は少しずつ増えてきていますが、保育士などが個々の障害特性や多様性への対応に苦慮している実態があり、さらなる対応の充実が望まれています。また、障害児通所支援は在園時間が短く、保護者が長時間就労する場合は利用することが難しい状況となっています。

《課題》

- 幼稚園、保育所等で就学前の障害のある子どもを受け入れるため、総合療育センターなどの専門スタッフによる支援や関係施設間の連携強化が必要です。
- また、障害児通所支援での通園時間終了後の対応についても検討が必要です。

**エ. 小学校等入学時の支援**

《現状》

小学校等入学に際して、幼稚園児指導要録や保育所児童保育要録の送付などにより、幼稚園、保育所等から小学校等への情報伝達を行っています。しかし、就学相談を受けない場合などには、言葉や行動など発達についての詳細な情報伝達が十分でないことがあります。発達について気になる子どもについては、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図るために、幼稚園、保育所等と小学校のさらなる連携が求められています。

《課題》

- 小学校等入学時に限らず、支援のあり方や、より効果的な情報のつなぎ方の検討が必要です。

**才. 学齢期等の支援**

《現状》

放課後等デイサービスでは、障害のある子どもに対し訓練や社会との交流を促進することから、利用者が増加しています。障害のある子どもの放課後などの余暇活動の場としても、放課後等デイサービスが活用されており保護者の就労支援やレスパイト（一時的休息）の対応に生かされています。また、特別支援学級や通常の学級の障害のある子どもで、集団生活に適応できる子どもは、放課後児童クラブでの受け入れを促進しています。

《課題》

- 放課後等デイサービスでは、障害特性に応じた支援の充実を図る必要があります。
- 放課後児童クラブにおいて、障害のある子どもの受け入れを促進する必要があります。

**力. ライフステージ(年代別の生活状況)を通じた相談支援**

《現状》

「障害者基幹相談支援センター」や「高齢者・障害者相談コーナー」、「子ども総合センター」など障害に関する多くの相談支援機関はありますが、障害の種別・程度、年齢、受けようとする福祉サービスの内容等によって、相談する機関が異なる場合があり、市民にとってわかりづらい状況になっています。また、ライフステージが変わる際の情報の引継ぎや共有化など、関連機関のさらなる連携の充実が望まれています。

《課題》

- ライフステージが変わっても、引き続き、保護者の悩みや不安感の解消等に関する相談ができるよう、障害者基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制を広く市民に周知することが必要です。

**牛. 卒業後の地域生活に向けた支援**

《現状》

特別支援学校高等部や高等学校では、生徒が卒業後に地域で自立した生活が送れるよう、企業実習などの就労支援に取り組んでいますが、障害のある生徒を受け入れる企業が依然として少ない状況です。また、発達障害については、障害特性がわかりにくく、特に意思疎通が難しいなどの課題があるため、企業への就職が厳しい状況となっています。

《課題》

- 教育・福祉から雇用への移行を促進するため、障害のある生徒が卒業後、一般企業等に就職できるよう、関係機関の密接な連携のもと、支援を強化することが必要です。

**ク. 重度の障害のある子どもへの支援**

《現状》

重度の障害のある子どもの数は、ほぼ横ばい状況ではありますが、障害の特性に応じたサービスの充実が求められています。特に、医療的ケアの必要な重症心身障害児の支援については、施設入所、通所、ショートステイなどのサービスの充足が求められています。

《課題》

- 総合療育センターの再整備に合わせ、重症心身障害児が利用できるサービスの強化・充実を図ることが必要です。

**ケ. 発達障害のある子どもに対する支援**

《現状》

発達障害のある子どもは、コミュニケーションの困難さなどさまざまな特性があり、周囲から理解されづらいため、生きづらさを抱えながら生活しています。また、発達障害のある子どもの相談支援機関である発達障害者支援センター「つばさ」は設置以降、相談者が増加傾向で推移しています。

《課題》

- ライフステージを通じた、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を円滑に行うための検討が必要です。
- 発達障害に関する研修・啓発や、市民の理解を促進することが必要です。
- 発達障害のある子どもやその家族の支援など、発達障害者支援センター「つばさ」の相談体制の充実を図ることが必要です。

## 【施策の方向性・柱】

『障害のある子どもが安心して生活できる社会環境づくり』

### ① 障害のある子どもの早期発見と相談・支援体制の強化

障害のある子どもに早い時期から適切にかかわるとともに、障害のある子どもも、ない子どもも、共に育ち生活できるまちづくりを推進します。

また、早期発見の取り組みを強化すると同時に、相談支援機関の連携強化など、必要な相談・支援ができる体制を確保します。

### ② 保育所等での障害のある子どもの受け入れや保育内容の充実と、小学校等入学時の情報伝達の強化

障害のある子どもへの支援は、通所施設での専門的療育訓練や医療機関での治療だけでなく、さまざまな集団生活の場における療育支援も必要です。このため、幼稚園、保育所等においても関係機関との連携により、障害児の受け入れや保育内容の充実を図ります。

また、小学校等入学時に幼稚園、保育所等から円滑な接続ができるように、小学校等との連携の強化を図ります。

### ③ 障害のある子どもの放課後対策の充実

障害のある子どもの放課後や長期休暇等の居場所の充実を図るとともに、障害のある子どもの地域での受け入れを促進します。

### ④ ライフステージを通じた相談支援体制の強化とレスパイトなど保護者の負担軽減の充実

障害のある子どものライフステージを通じた相談支援体制を整備するとともに、「気になる」段階から気軽に相談できる、利用しやすい身近な相談窓口を整備します。

また、家族を支援する観点から、障害のある子どもの特性に合わせた養育支援やきょうだい児の心理的ケア、レスパイト（一時的休息）の確保など保護者の負担軽減を図ります。

### ⑤ 重度の障害のある子どもへの支援の強化

重度の障害があっても、地域で安心して暮らせるよう、障害のある子どもの特性に応じた支援を強化します。

特に、重症心身障害児が利用できるショートステイや通所などの福祉サービスの充実を図るとともに、入所施設においては、障害のある子どもの特性に応じた支援の強化を図ります。

### ⑥ 発達障害のある子どもへの支援の充実

発達障害のある子どもへの支援の充実を図るため、子どもの個々の特性や関わり方、支援のポイントなどの情報を支援機関に伝達できるサポートファイル「りあん」を活用し、乳幼児期から成人期まで一貫した支援が可能となる仕組みづくりを行います。

また、発達障害児（者）支援の中核機関である「発達障害者支援センター『つばさ』」の相

談支援体制の一層の充実を図ります。

### 【成果の指標（目標）】

- ① 専門相談機関・施設等に相談する割合 <23年度：42.8%⇒増加>
- ② 相談する相手がない人の割合 <23年度：0.5%⇒維持>

(参考データ)

○ 身体障害者手帳交付件数(18歳未満:等級別)(平成25年度末)

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
件数	412件	187件	114件	65件	24件	37件	839件

○ 身体障害者手帳交付件数(18歳未満:障害別)(平成25年度末)

種別	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障害	計
件数	19件	136件	3件	490件	191件	839件

○ 療育手帳交付件数(18歳未満)(平成25年度末)

程度	A(重度)	B(中・軽度)	計
件数	566件	1,391件	1,957件

○ 悩みや不安の相談相手の割合

相談者	割合
行政や民間の相談窓口	3.9%
施設や医療機関の職員	38.9%
友人・知人	19.2%
家族	71.9%
相談できる人がいない	0.5%

資料:北九州市障害児(者)実態調査(平成23年度)

注:障害児分のみの割合(重複回答)

○ 障害児通所支援(平成25年度末)

児童発達支援センター	7施設 定員270名
児童発達支援事業	14事業所 定員145名
放課後等デイサービス	33事業所 定員340名
保育所等訪問支援	3事業所

○ 障害児入所支援(平成25年度末)

福祉型障害児入所施設	小池学園 定員60名 あすなろ学園 定員30名
医療型障害児入所施設	総合療育センター 定員80名

○ 発達障害者支援センター「つばさ」の相談状況

	実人員	件数
平成 23 年度	1,087 人	3,495 件
平成 24 年度	1,069 人	3,146 件
平成 25 年度	1,003 人	3,262 件

○ 保育所での障害のある子どもの受け入れ数

	障害児受入保育所数	受入障害児数
平成 23 年度	99 施設	256 人
平成 24 年度	89 施設	220 人
平成 25 年度	99 施設	233 人

○ 放課後等デイサービスの利用実績

	利用者数
平成 24 年度	207 人
平成 25 年度	418 人

○ 放課後児童クラブでの障害のある子どもの受け入れ数（4月1日現在）

	人数	クラブ数
平成 24 年度	245 人	112 クラブ
平成 25 年度	283 人	123 クラブ

■ 具体的な取り組み

① 障害のある子どもの早期発見と相談・支援体制の強化

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 11	生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業 〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるよう、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。  《乳幼児全戸訪問の訪問率》 25年度：88.9%⇒31年度：100%
再掲 10	わいわい子育て支援事業 〈すくすく子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じ、保護者の育児不安に対応することで、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の健全な発達を支援します。  《わいわい子育て相談実施回数》 25年度：104回⇒31年度：108回
再掲 156	障害児保育の充実 〈特別保育事業補助〉 [子ども家庭局・保育課]	障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労等を支援するため、保育を必要とする統合保育が可能な障害のある子どもについて、全保育所で受け入れを行います。  加えて、一時・延長保育を実施している保育所では、在宅障害児（中・軽度）の一時保育、在園障害児の延長保育も行います。  また、関係機関の協力のもと、統合保育の可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で受け入れます。

再掲 166 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">拡充</span>	親子通園事業 <small>[子ども家庭局・保育課]</small>	<p>発達の気になる子どもを保護者とともに受け入れる「親子通園クラス」を直営保育所で運営し、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続的に支援します。</p> <p>また、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携しながら、児童の幼稚園、保育所などへの移行を含めた伴走型支援を行います。</p> <p>《実利用組数》 25年度：37組⇒31年度：50組</p>
再掲 158	専門機関との連携による保育所での発達障害児支援の充実 <small>[子ども家庭局・保育課]</small>	<p>保育所における対応のあり方、専門機関との役割分担、保護者への支援のあり方等について検討を深め、個別の支援計画を作成し、障害児とその保護者支援の充実を図ります。</p> <p>また、保育所職員の資質向上のため研修、施設見学、実習などを行います。</p> <p>《実施施設数》 26年度：全ての保育所⇒現状維持</p>
再掲 271	在宅障害児支援の充実 <small>[保健福祉局・障害福祉課]</small>	<p>在宅の障害児の生活を支えるため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行います。また、総合療育センター等の専門施設が児童発達支援センター等と連携を図り、在宅障害児に専門的な支援を行う体制の充実を図ります。</p>
264 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">拡充</span>	総合療育センターの機能の強化 <small>[保健福祉局・障害福祉課]</small>	<p>総合療育センターの建て替えを行うとともに、医師をはじめ臨床心理士など専門スタッフの充実等を図ります。また、西部部分所を開設し、西部地区の障害のある子どもの支援を行います。</p>

再掲 296	医療機関との連携強化 [保健福祉局・障害福祉課]	発達障害者支援センター「つばさ」で開催している発達障害関連の研修会への参加を医療従事者に呼びかけたり、医療従事者向けのリーフレットの作成、配布をしたりすることで、発達障害に関する理解を促進します。
再掲 282  拡充	北九州市障害者基幹相談支援センターの運営 [保健福祉局・障害福祉課]	障害者相談支援事業を実施する「障害者基幹相談支援センター」において、よろず相談窓口として家庭訪問を含む相談支援を行います。あわせて障害者虐待防止センターの機能を持たせ、虐待に関する通報の受理や擁護者への指導・啓発などを行います。  《相談件数》 25年度：23,484件⇒現状維持
265	おもちゃライブラリーの運営 [保健福祉局・障害福祉課]	障害児の障害程度・種別に応じ、療育と教育の一環として、おもちゃを通じた身体的・精神的発達を促すため、おもちゃの貸出、研究および相談を行います。  《おもちゃの貸出点数》 25年度：384点⇒現状維持

		<p>幼稚園、小・中・特別支援学校、特別支援教育相談センターおよび関係機関が、機能を生かした相談支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての市立学校・園において、校内支援体制（特別支援教育コーディネーターの指名等）を整備し、障害のある児童生徒に適切な指導や必要な支援を実施</li> <li>○教職員に対して、指導内容や方法、校内体制づくりについて指導助言する「巡回相談」の実施</li> <li>○本人・保護者や教職員からの相談に対応する「教育相談」の実施</li> <li>○就学について本人・保護者からの相談に対応する「就学相談」の実施</li> </ul> <p>《特別支援教育センターまたは、特別支援学校のセンター的機能を活用した相談支援の実施校数》 25年度：169校・園⇒30年度：201校・園</p>
266	<p>特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備</p> <p>[教育委員会・特別支援教育課]</p>	<p>幼児・児童・生徒の障害の状況や地域的な設置状況等を踏まえながら、特別支援教育を行う場の整備を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援学校の検討および整備</li> <li>○特別支援学級の設置</li> <li>○通級指導教室の設置</li> </ul>
267 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">拡充</span>	<p>特別支援教育を行う場の整備</p> <p>[教育委員会・特別支援教育課]</p> <p>[教育委員会・企画課]</p> <p>[教育委員会・施設課]</p> <p>[教育委員会・学事課]</p>	<p>幼児・児童・生徒の障害の状況や地域的な設置状況等を踏まえながら、特別支援教育を行う場の整備を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援学校の検討および整備</li> <li>○特別支援学級の設置</li> <li>○通級指導教室の設置</li> </ul>
268 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">拡充</span>	<p>特別支援教育を推進する人の配置</p> <p>[教育委員会・特別支援教育課]</p>	<p>市立幼稚園・小・中学校において、障害のある児童・生徒の適切な指導・必要な支援の充実を図るため、特別支援教育支援員の配置や外部人材の活用を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育支援員 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育補助</li> <li>・特別支援学級補助</li> <li>・特別支援教育ヘルパー（スクールヘルパー）</li> <li>・特別支援教育介助員</li> </ul> </li> <li>○医療・労働などの専門家</li> </ul>

269	特別支援教育の理解啓発 [教育委員会・特別支援教育課]	保護者や市民、関係機関などに、障害のある子どもたちや特別支援教育について理解啓発を行います。 ○啓発資料作成と配布、ホームページの内容充実 ○特別支援教育講演会 ○公開講座（特別支援学校のセンター的機能） ○特別支援学校学級合同スポーツ大会（小・中学校）など
270	育成医療の給付 〈母子公費負担医療費助成〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	障害の重症化を抑制するとともに、経済的負担を軽減するため、肢体不自由、視覚・聴覚・音声・言語・そしゃく機能障害、又は心臓・肝臓・腎臓・小腸、免疫機能又はその他の内臓の機能障害がある児童で、確実な治療効果が期待される場合に、指定医療機関において受けた治療費を助成します。
271	在宅障害児支援の充実 [保健福祉局・障害福祉課]	在宅の障害児の生活を支えるため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行います。また、総合療育センター等の専門施設が児童発達支援センター等と連携を図り、在宅障害児に専門的な支援を行う体制の充実を図ります。
272	障害児通所支援の機能強化 [保健福祉局・障害福祉課]	障害児および保護者のニーズに対応するため、障害児通所支援における各事業（児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス）の充実を図ります。
273	障害児入所支援の機能強化 [保健福祉局・障害福祉課]	障害児入所施設における居住環境の改善を図り、小規模グループケアや地域での支援の提供など、入所施設の充実を図ります。

② 保育所等での障害のある子どもの受け入れや保育内容の充実と、小学校等入学時の情報伝達の強化

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 266	特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備  [教育委員会・特別支援教育課]	<p>幼稚園、小・中・特別支援学校、特別支援教育相談センターおよび関係機関が、機能を生かした相談支援を行います。</p> <p>○全ての市立学校・園において、校内支援体制（特別支援教育コーディネーターの指名等）を整備し、障害のある児童生徒に適切な指導や必要な支援を実施</p> <p>○教職員に対して、指導内容や方法、校内体制づくりについて指導助言する「巡回相談」の実施</p> <p>○本人・保護者や教職員からの相談に対応する「教育相談」の実施</p> <p>○就学について本人・保護者からの相談に対応する「就学相談」の実施</p> <p>など</p> <p>《特別支援教育センターまたは、特別支援学校のセンター的機能を活用した相談支援の実施校数》 25年度：169校・園⇒30年度：201校・園</p>
再掲 156  拡充	障害児保育の充実  (特別保育事業補助)  [子ども家庭局・保育課]	<p>障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労等を支援するため、保育を必要とする統合保育が可能な障害のある子どもについて、全保育所で受け入れを行います。</p> <p>加えて、一時・延長保育を実施している保育所では、在宅障害児（中・軽度）の一時保育、在園障害児の延長保育も行います。</p> <p>また、関係機関の協力のもと、統合保育の可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で受け入れます。</p>

<b>再掲</b> 157	<p>幼稚園・保育所等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化</p> <p>[子ども家庭局・子ども家庭政策課]          [子ども家庭局・保育課]          [教育委員会・特別支援教育課]          [保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>特別な支援を要する児童が小学校や特別支援学校に入学する際、幼稚園・保育所等や障害児施設から必要な情報が引き継がれるよう、相互の連絡体制の確保や情報共有機能の強化を図ります。</p> <p>○個別の教育支援計画等の効果的な活用          ○特別な支援が必要な幼児児童についてのケース会議の実施          ○就学に向けた入学予定児童の引継ぎ資料等の作成など</p>
<b>再掲</b> 153	<p>一時保育事業          &lt;特別保育事業補助&gt;</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>保護者のパート就労や冠婚葬祭および育儿リフレッシュ等の理由により、一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育所において保育します。</p> <p>《実施施設数》          26年度：69施設⇒31年度：80施設</p>
<b>再掲</b> 271	<p>在宅障害児支援の充実</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>在宅の障害児の生活を支えるため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行います。</p> <p>また、総合療育センター等の専門施設が児童発達支援センター等と連携を図り、在宅障害児に専門的な支援を行う体制の充実を図ります。</p>

### ③ 障害のある子どもの放課後対策の充実

No.	事業名 [担当課]	事業概要
274	放課後等デイサービスの充実 <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	授業終了後または夏休み等の休業日に、生活向上のための必要な訓練、その他必要な支援を行います。

再掲 271	在宅障害児支援の充実 [保健福祉局・障害福祉課]	<p>在宅の障害児の生活を支えるため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行います。</p> <p>また、総合療育センター等の専門施設が児童発達支援センター等と連携を図り、在宅障害児に専門的な支援を行う体制の充実を図ります。</p>
再掲 177	放課後児童クラブの運営体制の充実 (放課後児童クラブ管理費) [子ども家庭局・子育て支援課]	<p>障害のある児童等への対応が適切に行えるよう、体系的な研修制度の整備や、巡回カウンセラーの派遣などにより、放課後児童支援員等の資質向上を図ります。</p> <p>また、放課後児童クラブアドバイザーの派遣を通じて、障害のある児童への対応などで、クラブと学校等との相互の関係づくりを促進します。</p> <p>運営委員を対象とした運営事務の専門研修の実施や個別課題への対応を支援する巡回相談を行い、運営体制の充実に努めます。</p>
275	小学生ふうせんバレー大会 [保健福祉局・障害福祉課]	<p>障害のある小学生と障害のない小学生で構成されたチームによる「小学生ふうせんバレーボール大会」を開催し、障害のある子どもの社会参加の促進および心のバリアフリーの推進を図ります。</p> <p>《大会参加者数》 25年度：337人⇒現状維持</p>

④ ライフステージを通じた相談支援体制の強化とレスパイトなど保護者の負担軽減の充実

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 293	発達障害者支援センターの充実 [保健福祉局・障害福祉課]	発達障害者支援センターが市内全域の発達障害児（者）およびその家族への相談支援を効果的に実施していくため、体制・機能の整備を行います。
276	障害児（者）を対象としたショートステイ事業 [保健福祉局・障害福祉課]	介護者の病気や冠婚葬祭などにより、一時的に介護等支援が受けられなくなった在宅の障害児（者）を、短期間、施設で預かり（宿泊型・日帰り型）必要な介護等を行います。
再掲 59	子ども総合センターの運営 [子ども家庭局・子ども総合センター]	児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関として、子どもに関する相談の受付、助言や指導、心理判定、障害の判定、一時保護など児童相談所業務を行います。 また、児童虐待、非行、不登校などのさまざまな課題、悩みを抱える子どもや保護者を支援するため、カウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・連携等に取り組みます。
277	北九州障害者しごとサポートセンターの充実 [保健福祉局・障害福祉課]	障害のある子どもたちが地域でいきいきと自立した生活を送れるよう、障害者しごとサポートセンターを拠点として、学校等の教育機関やハローワーク等の関係機関との連携を強化するとともに、きめ細かな就労支援を行い、就職を促進します。

278	北九州市障害者自立支援協議会の運営 [保健福祉局・障害福祉課]	保健・医療・福祉・教育・雇用の関係機関によるネットワークを構築し、機関相互の連携を図ることで障害児（者）の地域生活を支援します。
279	高齢者・障害者相談コーナーの運営 [保健福祉局・障害福祉課]	障害者や高齢者の状況に応じた総合的なサービスを提供するため、各区役所において、健康づくりから介護サービスまであらゆる相談を受けます。
280	ホームヘルプサービス事業 [保健福祉局・障害福祉課]	ホームヘルパーの派遣を希望する在宅の障害児（者）に対し、支給時間（利用できる時間数）を決定し、これに基づき、障害児（者）は事業者から身体介護や家事援助等のサービス提供を受けます。
281	障害児の長期休暇対策 [保健福祉局・障害福祉課]	障害のある子どもの健全な育成とその家族の介護負担軽減を図るために、障害のある子どもの長期休暇の過ごし方について、活動の場や各種プログラムを提供します。  《参加者数》 25年度：302人⇒増加
282 拡充	北九州市障害者基幹相談支援センターの運営 [保健福祉局・障害福祉課]	障害者相談支援事業を実施する「障害者基幹相談支援センター」において、よろず相談窓口として家庭訪問を含む相談支援を行います。あわせて障害者虐待防止センターの機能を持たせ、虐待に関する通報の受理や擁護者への指導・啓発などを行います。  《相談件数》 25年度：23,484件⇒現状維持

283	機能回復訓練事業 [保健福祉局・障害福祉センター]	言語・聴覚障害児の障害を軽減し、在宅生活を支え、自立と社会参加を促進するため、言語聴覚士が個別または集団で相談・指導・訓練やコミュニケーションに関する専門的な情報提供等の支援を行います。
284 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span>	特別支援学校における就労支援事業 [教育委員会・特別支援教育課]	障害のある幼児・児童・生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取り組みを支援し、進路指導の充実を図ります。また、高等部卒業生の社会参加や職業的な自立を推進します。 ○生徒に対する指導や教員支援のための企業関係者等の派遣 ○就労支援コーディネーター等による実習先や就労先となり得る企業の開拓 ○進路指導担当者を中心とした、就労支援ネットワーク構築や労働関係機関等との連携
再掲 266	特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備 [教育委員会・特別支援教育課]	幼稚園、小・中・特別支援学校、特別支援教育相談センターおよび関係機関が、機能を生かした相談支援を行います。 ○全ての市立学校・園において、校内支援体制（特別支援教育コーディネーターの指名等）を整備し、障害のある幼児児童生徒に適切な指導や必要な支援を実施 ○教職員に対して、指導内容や方法、校内体制づくりについて指導助言する「巡回相談」の実施 ○本人・保護者や教職員からの相談に対応する「教育相談」の実施 ○就学について本人・保護者からの相談に対応する「就学相談」の実施 など 《特別支援教育センターまたは、特別支援学校のセンター的機能を活用した相談支援の実施校数》 25年度：169校・園⇒30年度：201校・園

再掲 267 <b>拡充</b>	特別支援教育を行う場の整備  [教育委員会・特別支援教育課] [教育委員会・企画課] [教育委員会・施設課] [教育委員会・学事課]	幼児児童生徒の障害の状況や地域的な設置状況等を踏まえながら、特別支援教育を行う場の整備を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援学校の検討および整備</li> <li>○特別支援学級の設置</li> <li>○通級指導教室の設置</li> </ul>
再掲 268 <b>拡充</b>	特別支援教育を推進する人の配置  [教育委員会・特別支援教育課]	市立幼稚園・小・中学校において、障害のある幼児・児童生徒の適切な指導・必要な支援の充実を図るため、特別支援教育支援員の配置や外部人材の活用を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育支援員               <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育補助</li> <li>・特別支援学級補助</li> <li>・特別支援教育ヘルパー（スクールヘルパー）</li> <li>・特別支援教育介助員</li> </ul> </li> <li>○医療・労働などの専門家</li> </ul>
再掲 269	特別支援教育の理解啓発  [教育委員会・特別支援教育課]	保護者や市民、関係機関などに、障害のある子どもたちや特別支援教育について理解啓発を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○啓発資料作成と配布、ホームページの内容充実</li> <li>○特別支援教育講演会</li> <li>○公開講座（特別支援学校のセンター的機能）</li> <li>○特別支援学級合同スポーツ大会（小・中学校）</li> <li>など</li> </ul>

## ⑤ 重度の障害のある子どもへの支援の強化

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 264 <b>拡充</b>	総合療育センターの機能の強化  [保健福祉局・障害福祉課]	総合療育センターの建て替えを行うとともに、医師をはじめ臨床心理士など専門スタッフの充実等を図ります。また、西部部分所を開設し、西部地区の障害のある子どもの支援を行います。

再掲 156	障害児保育の充実 <特別保育事業補助>  [子ども家庭局・保育課]	障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労等を支援するため、保育を必要とする統合保育が可能な障害のある子どもについて、全保育所で受け入れを行います。 加えて、一時・延長保育を実施している保育所では、在宅障害児（中・軽度）の一時保育、在園障害児の延長保育も行います。 また、関係機関の協力のもと、統合保育の可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で受け入れます。
285	小池学園居住環境改善事業  [保健福祉局・障害福祉課]	重度の障害のある子どもへの支援の強化のため、小池学園の建て替えにあたっては、現指定管理者への譲渡を前提とした上で、市が策定した基本計画に基づき、現指定管理者が設計、工事を行うこととし、市はこれを支援します。
再掲 276	障害児（者）を対象としたショートステイ事業  [保健福祉局・障害福祉課]	介護者の病気や冠婚葬祭などにより、一時的に介護等支援が受けられなくなった在宅の障害児（者）を、短期間、施設で預かり（宿泊型・日帰り型）必要な介護等を行います。
再掲 282	北九州市障害者基幹相談支援センターの運営  [保健福祉局・障害福祉課]	障害者相談支援事業を実施する「障害者基幹相談支援センター」において、よろず相談窓口として家庭訪問を含む相談支援を行います。あわせて障害者虐待防止センターの機能を持たせ、虐待に関する通報の受理や擁護者への指導・啓発などを行います。  《相談件数》 25年度：23,484件⇒現状維持

再掲 280	ホームヘルプサービス事業 [保健福祉局・障害福祉課]	ホームヘルパーの派遣を希望する在宅の障害児（者）に対し、支給時間（利用できる時間数）を決定し、これに基づき、障害児（者）は事業者から身体介護や家事援助等のサービス提供を受けます。
286	日常生活用具給付等事業 [保健福祉局・障害福祉課]	自力で日常生活を営むことに著しく支障のある在宅重度障害児（者）に対し、ストマ用装具等の日常生活用具を給付、または貸与することで日常生活の便宜を図ります。
287	補装具費の支給 [保健福祉局・障害福祉課]	身体障害児（者）の日常生活や社会生活の向上を図るために、失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具（補装具）の交付および修理を行います。  《年間支給件数》 25年度：3,255件⇒現状維持
288	移動支援事業 [保健福祉局・障害福祉課]	障害児（者）が公的機関等の外出および余暇活動等の社会参加のための外出をする場合に、ヘルパーを派遣して移動の支援を行うことで、移動の手段を確保し、障害児（者）の自立や社会参加の促進を図ります。
289	障害児福祉手当 [保健福祉局・障害福祉課]	日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度の障害のある子どもに対し、その障害によって生じる特別な負担の軽減を図ることを目的として手当を支給します。
290	特別児童扶養手当 [保健福祉局・障害福祉課]	精神または身体に障害（重度・中度）のある20歳未満の子どもを扶養している父母等に手当を支給します。

291	重度障害者医療費支給制度 [保健福祉局・障害福祉課]	重度の障害のある子どもの健康の保持および福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成します。
292	重度障害者タクシー乗車運賃助成事業 [保健福祉局・障害福祉課]	在宅の重度障害児（者）の社会参加の促進を図るため、タクシーの乗車運賃の一部を助成し、重度障害児（者）の外出を支援します。  《助成者数》 25年度：4,799人⇒増加

#### ⑥ 発達障害のある子どもへの支援の充実

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 10	わいわい子育て支援事業 〈すくすく子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じ、保護者の育児不安に対応することで、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の健全な発達を支援します。  《相談実施回数》 25年度：104回⇒31年度：108回
再掲 166 拡充	親子通園事業 [子ども家庭局・保育課]	発達の気になる子どもを保護者とともに受け入れる「親子通園クラス」を直営保育所で運営し、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続的に支援します。  また、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携しながら、児童の幼稚園、保育所などへの移行を含めた伴走型支援を行います。  《実利用組数》 25年度：37組⇒31年度：50組

293	発達障害者支援センターの充実 [保健福祉局・障害福祉課]	発達障害者支援センターが市内全域の発達障害児（者）およびその家族への相談支援を効果的に実施していくため、体制・機能の整備を行います。
再掲 158	専門機関との連携による保育所での発達障害児支援の充実 [子ども家庭局・保育課]	<p>保育所における対応のあり方、専門機関との役割分担、保護者への支援のあり方等について検討を深め、個別の支援計画を作成し、障害児とその保護者支援の充実を図ります。</p> <p>また、保育所職員の資質向上のため研修、施設見学、実習などを行います。</p> <p>《実施施設数》 26年度：全ての保育所⇒現状維持</p>
294	発達障害者のためのサポートファイル「りあん」の普及 [保健福祉局・障害福祉課]	発達障害の理解を促進するとともに、ライフステージにおける一貫した支援を推進するため、保護者をはじめ、学校や医療機関等に対して発達障害者のためのサポートファイル「りあん」の普及を図ります。あわせて、利用者のニーズに沿った改善を図ります。
295	発達障害者総合支援事業 [保健福祉局・障害福祉課]	広く一般市民を対象に、発達障害に関する理解と認識が深まるようなシンポジウムを開催します。また、厚生労働省が定める「発達障害啓発週間」を広報するため、発達障害者支援センター「つばさ」や親の会等と協働してイベントを行います。

再掲 271	在宅障害児支援の充実 [保健福祉局・障害福祉課]	<p>在宅の障害児の生活を支えるため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行います。</p> <p>また、総合療育センター等の専門施設が児童発達支援センター等と連携を図り、在宅障害児に専門的な支援を行う体制の充実を図ります。</p>
再掲 264  拡充	総合療育センターの機能の強化 [保健福祉局・障害福祉課]	<p>総合療育センターの建て替えを行うとともに、医師をはじめ臨床心理士など専門スタッフの充実等を図ります。</p> <p>また、西部分所を開設し、西部地区の障害のある子どもの支援を行います。</p>
296	医療機関との連携強化 [保健福祉局・障害福祉課]	<p>発達障害者支援センター「つばさ」で開催している発達障害関連の研修会への参加を医療従事者に呼びかけたり、医療従事者向けのリーフレットの作成、配布をしたりすることで、発達障害に関する理解を促進します。</p>

## 第5章 北九州市子ども・子育て支援事業計画

### 1 幼児期の学校教育や保育の推進

#### (1) 教育・保育の提供区域の設定

教育・保育の提供区域は、次の理由により、行政区（門司区、小倉北区、小倉南区、若松区、八幡東区、八幡西区、戸畠区）を単位として設定します。

##### 【主な理由】

- 本市は、五市合併という特異な都市形成の成り立ちから、地理的な要件、人口、交通網や公的施設等社会的基盤の整備などが、主に行政区を一つのまとまりとして発展してきた経緯があること。
  - 認可保育所の整備は、これまで地域のニーズを踏まえながら適正配置に努めてきたため、平成26年度当初は待機児童が発生していない。今後は、宅地造成等による地域の児童数の変動などを踏まえ、行政区の中でバランスを取りながら、適正な教育・保育の提供に努める必要があること。
  - 教育・保育の利用状況を見れば、居宅から移動可能な範囲は送迎バスや自家用車利用などにより、徒歩生活圏から広がっていること。
  - 教育・保育の提供は、行政区を一つの単位として情報を集約し、個々の状況に応じた利用調整を行うこと。
- ※ 教育・保育施設や児童の在園・在所状況は、115ページに掲載しています。

※「教育・保育」とは、認定こども園、幼稚園、保育所の施設と、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の事業を示します。

#### (2) 教育・保育の量の見込みと確保の方策

量の見込みは、平成27～31年までの推計児童数に「北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査」から得られた認定区分ごとの利用意向率を乗じて、教育・保育の量の見込みを算定しました。

## 教育・保育の量の見込みと確保の方策

### 【市全域】

区分	27年度				28年度				29年度				30年度				31年度								
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号						
		幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	左記以外	1・2歳児	0歳児		幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	左記以外	1・2歳児	0歳児		幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	左記以外	1・2歳児	0歳児		幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	左記以外	1・2歳児	0歳児					
量の見込み(a)	11,453	12,626		6,621	3,274	11,351	12,513		6,616	3,199	11,195	12,342		6,606	3,131	11,071	12,203		6,459	3,066	10,975				
確保の方策(b)		3,618	9,008				3,586	8,927				3,536	8,806				3,497	8,706				3,467	8,632		
教育・保育施設(*1)	1,384	9,507		6,088	2,659	4,570	9,987		6,443	2,866	7,143	10,359		6,756	3,072	9,555	10,609		6,856	3,122	11,183	10,909		6,976	3,182
(確認を受けない幼稚園)	13,398						9,832					7,024					4,212					2,104			
地域型保育事業(*2)		28	426	209			28	601	233				42	753	247			42	753	247			42	753	247
(b) - (a)	3,329	-3,091		-107	-406	3,051	-2,498		428	-100	2,972	-1,941		903	188	2,696	-1,552		1,150	303	2,312	-1,148		1,405	430
保育利用率(*3)の目標	27年度	1・2歳児		0歳児		28年度	1・2歳児		0歳児		29年度	1・2歳児		0歳児		30年度	1・2歳児		0歳児		31年度	1・2歳児		0歳児	
		40.5%		36.1%			41.2%		39.9%			41.2%		41.2%			41.2%		41.2%			41.2%		41.2%	

(\*1)「教育・保育施設」とは、認定こども園、幼稚園、保育所を示します。

(\*2)「地域型保育事業」とは、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の事業を示します。

(\*3)「保育利用率」とは、「満三歳未満の子どもの数全体占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満三歳未満の子ども利用定員数の割合」(子ども・子育て支援法に基づく基本指針)をいいます。

### 【門司区】

区分	27年度				28年度				29年度				30年度				31年度								
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号						
		幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	左記以外	1・2歳児	0歳児		幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	左記以外	1・2歳児	0歳児		幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	左記以外	1・2歳児	0歳児		幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	左記以外	1・2歳児	0歳児					
量の見込み(a)	1,061	1,169		581	282	1,059	1,168		586	273	1,021	1,125		585	263	1,012	1,116		565	256	1,006	1,109		548	247
確保の方策(b)		335	834				335	833				322	803				320	796				318	791		
教育・保育施設	150	985		617	241	458	985		617	241	716	991		626	246	895	1,041		646	256	1,009	1,091		666	266
(確認を受けない幼稚園)	1,212						904					646					387					193			
地域型保育事業		0	0	15			0	12	18			0	12	18			0	12	18			0	12	18	
(b) - (a)	301	-184		36	-26	303	-183		43	-14	341	-134		53	1	270	-75		93	18	196	-18		130	37
保育利用率の目標	27年度	1・2歳児		0歳児		28年度	1・2歳児		0歳児		29年度	1・2歳児		0歳児		30年度	1・2歳児		0歳児		31年度	1・2歳児		0歳児	
		41.2%		37.4%			41.2%		39.1%			41.2%		41.2%			41.2%		41.2%			41.2%		41.2%	

【小倉北区】

(単位:人)

区分	27年度				28年度				29年度				30年度				31年度				
	1号 幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	2号		3号		1号 幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	2号		3号		1号 幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	2号		3号		1号 幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	2号		3号		
		左記以外	1・2歳児	0歳児	左記以外	1・2歳児	0歳児	左記以外	1・2歳児	0歳児	左記以外	1・2歳児	0歳児	左記以外	1・2歳児	0歳児	左記以外	1・2歳児	0歳児	左記以外	1・2歳児
量の見込み(a)	1,954	2,154	1,214	636	1,948	2,147	1,226	628	1,947	2,146	1,237	620	1,956	2,156	1,221	611	1,960	2,160	1,203	602	
確保の方策(b)	教育・保育施設	409	1,762	1,186	548	803	1,827	1,251	575	1,093	1,922	1,321	620	1,383	1,972	1,341	630	1,581	2,022	1,361	640
(確認を受けない幼稚園)	1,679				1,295				925					555				277			
地域型保育事業		0	83	37		0	116	44		0	146	44		0	146	44		0	146	44	
(b) - (a)	134	-392	55	-51	150	-320	141	-9	71	-224	230	44	-18	-184	266	63	-102	-138	304	82	
保育利用率の目標	27年度	1・2歳児 41.2%	0歳児 37.9%	28年度	1・2歳児 41.2%	0歳児 40.6%	29年度	1・2歳児 41.2%	0歳児 41.2%	30年度	1・2歳児 41.2%	0歳児 41.2%	31年度	1・2歳児 41.2%	0歳児 41.2%						

【小倉南区】

(単位:人)

区分	27年度				28年度				29年度				30年度				31年度				
	1号 幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	2号		3号		1号 幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	2号		3号		1号 幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	2号		3号		1号 幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	2号		3号		
		左記以外	1・2歳児	0歳児	左記以外	1・2歳児	0歳児	左記以外	1・2歳児	0歳児	左記以外	1・2歳児	0歳児	左記以外	1・2歳児	0歳児	左記以外	1・2歳児	0歳児	左記以外	1・2歳児
量の見込み(a)	2,821	3,110	1,698	824	2,840	3,131	1,665	808	2,782	3,067	1,660	796	2,797	3,083	1,632	784	2,743	3,025	1,608	772	
確保の方策(b)	教育・保育施設	245	2,269	1,394	589	1,127	2,406	1,510	666	1,796	2,530	1,617	738	2,541	2,530	1,617	738	3,019	2,580	1,637	748
(確認を受けない幼稚園)	3,567				2,605				1,861					1,116				558			
地域型保育事業		18	196	69		18	254	80		18	296	83		18	296	83		18	296	83	
(b) - (a)	991	-823	-108	-166	892	-707	99	-62	875	-519	253	25	860	-535	281	37	834	-427	325	59	
保育利用率の目標	27年度	1・2歳児 38.6%	0歳児 32.9%	28年度	1・2歳児 41.2%	0歳児 38.0%	29年度	1・2歳児 41.2%	0歳児 41.2%	30年度	1・2歳児 41.2%	0歳児 41.2%	31年度	1・2歳児 41.2%	0歳児 41.2%						

【若松区】

(単位:人)

区分	27年度				28年度				29年度				30年度				31年度				
	1号 幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	2号		3号		1号 幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	2号		3号		1号 幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	2号		3号		1号 幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	2号		3号		
		左記以外	1・2歳児	0歳児	左記以外	1・2歳児	0歳児	左記以外	1・2歳児	0歳児	左記以外	1・2歳児	0歳児	左記以外	1・2歳児	0歳児	左記以外	1・2歳児	0歳児	左記以外	1・2歳児
量の見込み(a)	934	1,030	516	236	940	1,036	505	228	926	1,021	502	220	922	1,016	485	214	899	991	470	207	
確保の方策(b)	教育・保育施設	162	739	469	206	264	839	509	226	494	845	518	231	725	845	518	231	898	845	518	231
(確認を受けない幼稚園)	1,069				807				577					346				173			
地域型保育事業		0	0	10		0	15	10		0	30	10		0	30	10		0	30	10	
(b) - (a)	297	-291	-47	-20	131	-197	19	8	145	-176	46	21	149	-171	63	27	172	-146	78	34	
保育利用率の目標	27年度	1・2歳児 37.5%	0歳児 37.8%	28年度	1・2歳児 41.2%	0歳児 41.2%	29年度	1													

【八幡東区】

区分	27年度				28年度				29年度				30年度				31年度			
	1号 幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	2号 左記以外		3号		1号 幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	2号 左記以外		3号		1号 幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	2号 左記以外		3号		1号 幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	2号 左記以外		3号	
		1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児		1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児		1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児		1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児
量の見込み(a)	740	816	384	182	733	807	386	177	716	790	382	172	699	770	372	166	694	765	361	161
教育・保育施設	114	736	483	213	417	736	483	213	653	736	483	213	809	786	503	223	906	836	523	233
(確認を受けない幼稚園)	1,128				825				589				353				176			
地域型保育事業		10	40	12		10	70	12		10	70	12		10	70	12		10	70	12
(b) - (a)	502	-70	139	43	509	-61	167	48	526	-44	171	53	463	26	201	69	388	81	232	84
保育利用率の目標	27年度	1・2歳児 41.2%	0歳児 41.2%	28年度	1・2歳児 41.2%	0歳児 41.2%	29年度	1・2歳児 41.2%	0歳児 41.2%	30年度	1・2歳児 41.2%	0歳児 41.2%	31年度	1・2歳児 41.2%	0歳児 41.2%					

【八幡西区】

区分	27年度				28年度				29年度				30年度				31年度			
	1号 幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	2号 左記以外		3号		1号 幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	2号 左記以外		3号		1号 幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	2号 左記以外		3号		1号 幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	2号 左記以外		3号	
		1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児		1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児		1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児		1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児
量の見込み(a)	3,345	3,688	1,879	938	3,262	3,597	1,903	914	3,242	3,574	1,900	894	3,145	3,466	1,854	873	3,144	3,466	1,813	853
教育・保育施設	304	2,338	1,536	699	1,297	2,516	1,670	782	2,098	2,654	1,784	858	2,899	2,704	1,804	868	3,480	2,754	1,824	878
(確認を受けない幼稚園)	4,227				3,084				2,203				1,322				661			
地域型保育事業		0	107	61		0	134	64		0	176	71		0	176	71		0	176	71
(b) - (a)	1,186	-1,350	-236	-178	1,119	-1,081	-99	-68	1,059	-920	60	35	1,076	-762	126	66	997	-712	187	96
保育利用率の目標	27年度	1・2歳児 36.0%	0歳児 33.4%	28年度	1・2歳児 39.0%	0歳児 38.1%	29年度	1・2歳児 41.2%	0歳児 41.2%	30年度	1・2歳児 41.2%	0歳児 41.2%	31年度	1・2歳児 41.2%	0歳児 41.2%					

【戸畠区】

区分	27年度				28年度				29年度				30年度				31年度			
	1号 幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	2号 左記以外		3号		1号 幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	2号 左記以外		3号		1号 幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	2号 左記以外		3号		1号 幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	2号 左記以外		3号	
		1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児		1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児		1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児		1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児
量の見込み(a)	598	659	349	176	569	627	345	171	561	619	340	166	540	596	330	162	529	583	321	157
教育・保育施設	0	678	403	163	204	678	403	163	293	681	407	166	303	731	427	176	290	781	447	186
(確認を受けない幼稚園)	516				312				223				133				66			
地域型保育事業		0	0	5		0	0	5		14	23	9		14	23	9		14	23	9
(b) - (a)	-82	19	54	-8	-53	51	58	-3	-45	76	90	9	-104	149	120	23	-173	212	149	38
保育利用率の目標	27年度	1・2歳児 41.2%	0歳児 39.3%	28年度	1・2歳児 41.2%	0歳児 40.6%	29年度	1・2歳児 41.2%	0歳児 41.2%	30年度	1・2歳児 41.2%	0歳児 41.2%	31年度	1・2						

## 2 地域における子ども・子育て支援の推進

### (1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

#### ア. 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、妊婦がおののおの希望する医療機関等を選択していることから、その提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、各年度の〇歳児の推計児童数に、平成 24 年度の母子健康手帳交付率 1.068（出生数に対する母子健康手帳の交付件数）を乗じました。また、健診回数は、見込み人数に 1 人当たりの健診回数（14 回）を乗じました。

区分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	8,486 人 健診回数 118,804 回	8,290 人 健診回数 116,060 回	8,116 人 健診回数 113,624 回	7,945 人 健診回数 112,230 回	7,776 人 健診回数 108,864 回
確保の方策	[実施場所・実施体制]北九州市、福岡県、下関市の産科、助産所 [検査項目]厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる [実施時期]通年	[実施場所・実施体制]北九州市、福岡県、下関市の産科、助産所 [検査項目]厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる [実施時期]通年	[実施場所・実施体制]北九州市、福岡県、下関市の産科、助産所 [検査項目]厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる [実施時期]通年	[実施場所・実施体制]北九州市、福岡県、下関市の産科、助産所 [検査項目]厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる [実施時期]通年	[実施場所・実施体制]北九州市、福岡県、下関市の産科、助産所 [検査項目]厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる [実施時期]通年

#### イ. 生後 4 か月までの乳児家庭全戸訪問事業〈乳児家庭全戸訪問事業〉

乳児家庭全戸訪問は、居住区外への里帰り分娩も含め、各区間で連絡調整しつつ、4か月までの乳児のいる家庭全世帯へ訪問することから、その提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、各年度の〇歳児の推計児童数を設定しました。

区分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	7,946 人	7,763 人	7,600 人	7,440 人	7,281 人
確保の方策	[実施体制] 363 人 [実施機関] 北九州市等				

#### ウ. 育児支援家庭訪問事業〈養育支援訪問事業〉

育児支援家庭訪問事業は、全市統一の訪問基準により、保健師等（区）や専門機関（市）が連携しながら専門的支援を行っていることから、その提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、育児支援家庭訪問事業の平成24年度実績2,322人に、平成22～24年度までの実績の平均増加率1.03を、順次乗じて算出しました。

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	2,538人	2,614人	2,692人	2,773人	2,856人
確保の方策	[実施体制] 101人 [実施機関] 北九州市等	[実施体制] 101人 [実施機関] 北九州市等	[実施体制] 101人 [実施機関] 北九州市等	[実施体制] 101人 [実施機関] 北九州市等	[実施体制] 101人 [実施機関] 北九州市等

#### エ. 保育サービスコンシェルジュ〈利用者支援事業〉

保育サービスコンシェルジュは、行政区をまたぐ入所希望も想定されることから、その提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、行政区を一つのまとまりとして保育サービス等の情報を集約し、利用者の希望を聞きながら入所などの手続きを進めることから、各区1か所と設定しました。

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
確保の方策	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

#### **才．親子ふれあいルーム、地域子育て支援センターなど〈地域子育て支援拠点事業〉**

親子ふれあいルームや地域子育て支援センターなどは、利用者にとって住所地に関わらず利用することができるため、その提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、「北九州市子ども・子育てに関する市民アンケート調査」で把握した、地域子育て支援拠点事業の希望利用日数等を基に算出しました。

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	610,704 人回	605,604 人回	601,056 人回	588,468 人回	576,468 人回
確保の方策	地域子育て支援拠点事業 および類似の施設・事業	23か所	21か所	21か所	21か所
	その他の施設・事業	74か所	74か所	74か所	74か所

※1 「地域子育て支援拠点事業」とは、区役所等にある親子ふれあいルームや保育所にある地域子育て支援センターを指します。

※2 「類似の施設・事業」とは、一部の児童館内にある親子ふれあいルームや、子どもの館、子育てふれあい交流プラザを指します。

※3 「その他の施設・事業」とは、フリースペースがある市民センターを指します。

#### **カ．ショートステイ事業〈子育て短期支援事業〉**

ショートステイ事業は、受入先となる児童養護施設等の施設が限られており、求められる量を確保するには広域で対応する必要があるため、その提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、「北九州市子ども・子育てに関する市民アンケート調査」で把握した、ショートステイ事業の利用希望を基に算出しました。

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	858人日	850人日	840人日	830人日	817人日
確保の方策	858人日 (7か所)	850人日 (7か所)	840人日 (7か所)	830人日 (7か所)	817人日 (7か所)

## キ. 一時預かり事業

### ① 幼稚園預かり保育事業

一時預かり事業（幼稚園における在園児等を対象とした預かり保育）は、市内全ての私立幼稚園で実施している預かり保育からの移行に対応するため、その提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、「北九州市子ども・子育てに関する市民アンケート調査」で把握した、幼稚園預かり保育の利用希望を基に算出しました。

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (a)	1号認定による利用	97,260 人日	96,480 人日	95,119 人日	94,107 人日	93,515 人日
	2号認定による利用	867,788 人日	860,405 人日	849,595 人日	840,633 人日	835,352 人日
確保の方策 (b)	一時預かり事業 (在園児対象型)	510,000 人日	588,000 人日	620,000 人日	667,000 人日	715,000 人日
	(従来の預かり保育)	471,000 人日	393,000 人日	334,000 人日	287,000 人日	239,000 人日
(b) - (a)		15,952 人日	24,115 人日	9,286 人日	19,260 人日	25,133 人日

### ② 一時保育事業、ほっと子育てふれあい事業（就学前児童）、トワイライトステイ事業

当該3事業は、保護者の希望で事業や預け先を選定し、広範囲にわたり事業が実施されていることから、その提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、「北九州市子ども・子育てに関する市民アンケート調査」で把握した、幼稚園預かり保育を除く一時預かり事業の利用希望を基に算出しました。

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(a)		349,311 人日	346,388 人日	342,851 人日	336,748 人日	330,993 人日
確保の方策 (b)	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	270,732 人日	281,280 人日	295,344 人日	298,860 人日	302,376 人日
	ほっと子育てふれあい事業(病児・緊急対応強化事業を除く)	13,565 人日	17,741 人日	22,422 人日	27,696 人日	33,592 人日
	トワイライトステイ事業	168 人日	189 人日	208 人日	229 人日	252 人日
(b) - (a)		▲64,846 人日	▲47,178 人日	▲24,877 人日	▲9,963 人日	5,227 人日

※ ほっと子育てふれあい事業とは、ファミリーサポート事業のことを指します。

#### ク. 延長保育事業〈時間外保育事業〉

延長保育事業は、全市単位で必要量を確保するよう実施してきていることから、その提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、「北九州市子ども・子育てに関する市民アンケート調査」で把握した、延長保育事業の利用希望を基に算出しました。

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(a)	3,803人	3,769人	3,730人	3,666人	3,610人
確保の方策(b)	保育所	3,213人	3,276人	3,360人	3,381人
	認定こども園	28人	98人	140人	210人
(b) - (a)	▲562人	▲395人	▲230人	▲75人	86人

#### ケ. 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、受託希望の医療機関が限られており、必要量を確保するためにはできるだけ区域を広くする必要があるため、その提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、「北九州市子ども・子育てに関する市民アンケート調査」で把握した、病児・病後児保育事業の利用希望を基に算出しました。

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(a)	41,444人日	41,118人日	40,704人日	40,064人日	39,507人日
確保の方策(b)	32,230人日	35,160人日	38,090人日	38,090人日	41,020人日
(b) - (a)	▲9,214人日	▲5,958人日	▲2,614人日	▲1,974人日	1,513人日

## コ. ほっと子育てふれあい事業（就学後）

ほっと子育てふれあい事業は、保護者の希望で事業や預け先を選定し、広範囲にわたり事業が実施されていることから、その提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、ほっと子育てふれあい事業を就学後児童が利用した実績等や、「北九州市子ども・子育てに関する市民アンケート調査」などで把握した、ほっと子育てふれあい事業（就学後児童対象分）の利用希望などを勘案し算定しました。

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(a)	7,666人日	7,666人日	7,685人日	7,682人日	7,675人日
確保の方策(b)	3,391人日	4,435人日	5,606人日	6,924人日	8,398人日
(b) - (a)	▲4,275人日	▲3,231人日	▲2,079人日	▲758人日	723人日

※ ほっと子育てふれあい事業とは、ファミリーサポート事業のことを指します。

## サ. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

放課後児童クラブの全児童化（小学校に通う全ての児童が対象）の際に、必要とされる全ての小学校区にクラブの設置を終えたため、その提供区域は市全域を単位として設定します。

量の見込みは、過去の放課後児童クラブの登録児童数、利用率等や、「北九州市子ども・子育てに関する市民アンケート調査」などで把握した、放課後児童健全育成事業の利用希望などを勘案し算定しました。

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(a)	11,161人 (132か所)	11,578人 (132か所)	11,753人 (133か所)	11,760人 (133か所)	11,670人 (133か所)
確保の方策(b)	12,051人 (132か所)	12,051人 (132か所)	12,244人 (133か所)	12,244人 (133か所)	12,244人 (133か所)
(b) - (a)	890人 (0か所)	473人 (0か所)	491人 (0か所)	484人 (0か所)	574人 (0か所)

※ 住宅開発等の影響で利用児童が増加し、既存施設で児童の専用区画の確保が難しくなる箇所については、施設の増設等により対応します。

### **シ. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業など**

子どもの人権を侵害し、心身の発達に影響を及ぼす虐待などから子どもを守るために、要保護児童対策地域協議会をはじめとし、警察や医療、行政など関係機関との連携強化を図ります。また、関係職員を対象とした研修にも取り組み、専門性の向上に努めます。

なお、具体的な取り組みは、施策13「児童虐待への対応」などに掲載しています。

また、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」は、地域の状況や国の動向等を踏まえながら、取り組みのあり方について検討していきます。

### 3 幼児期の学校教育や保育の一体的提供および推進体制の確保

#### (1) 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等に関わらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。平成18年に認定こども園制度が創設されました。市内では幼稚園型認定こども園の2園（平成26年4月現在）にとどまっています。

新制度では、幼保連携型認定こども園は学校および児童福祉施設の法的位置づけを持つ単一の施設として、本市に認可・指導監督等が一本化されるなど、認定こども園制度の改善が図られており、教育・保育施設の利用状況や利用者の希望とともに、幼稚園、保育所等事業者の意向などを踏まえ、認定こども園への移行支援・普及に努めています。

#### 【区域別の目標設置数・設置時期】

区域名	市全域	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畠区
設置数	26 施設	2施設	4施設	5施設	2施設	2施設	9施設	2施設
設置時期	平成31年度まで							

#### 【幼稚園から認定こども園への移行】

本市の教育・保育の提供区域である行政区において、幼稚園から認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合における基本指針（案）第三の四の2ウの「市町村計画で定める人数」は、下記のとおりとします。  
(単位：人)

区域名	市全域	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畠区
人数	6,000	600	800	1,600	500	500	1,800	200

※ 上記人数は、確保の内容の算出に用いた「平成25年5月1日現在の幼稚園在園者数」を基に算出しました。

#### 【保育所から認定こども園への移行】

本市の教育・保育の提供区域である行政区において、保育所から認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合における基本指針（案）第三の四の2ウの「市町村計画で定める人数」は、下記のとおりとします。  
(単位：人)

区域名	市全域	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畠区
人数	6,700	700	1,300	1,500	600	600	1,500	500

※ 上記人数は、確保の内容の算出に用いた「平成26年3月1日現在の保育所在園者数」を基に算出しました。

## **(2) 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の役割、必要性とその推進**

子育ての第一義的な責任は保護者にあります。子どもや子育て家庭をめぐる環境が困難な状況にある中、地域社会の構成員は保護者に寄り添い子育てを支援し、それぞれの役割を果たしていく必要があります。

特に乳幼児期においては、子どもの発達において人格形成の基礎が培われる大切な時期であり、安心できる人的および物的環境の下で、子どもの生命の保持や情緒の安定を図るために援助ができるよう質の高い教育・保育を総合的に提供する必要があります。

また、全ての子どもや家庭を対象に、地域において、妊娠・出産期から切れ目のない支援や子育てに関する相談、情報提供、保護者の学びなど多様で総合的な子育て支援に取り組む必要があります。

本市は、このような子育て支援を総合的・計画的に実施するため、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、毎年度、進捗状況の把握など点検・評価を行いながら着実に進めています。

## **(3) 教育・保育施設と地域型保育事業、小学校との連携**

小規模保育事業等から保育所等への接続、保育所・幼稚園等から小学校への接続は、保護者にも子どもの発達にとっても、より円滑に進むことが望まれます。

そこで本市は、小規模保育事業など地域型保育事業に連携施設を設定することや各区役所に保育サービスコンシェルジュを配置することで、小規模保育事業等から保育所等への円滑な接続を確保していきます。

また、保育所・幼稚園等から小学校への接続については、関係機関が保幼小連携推進連絡協議会を設置し連絡・連携体制づくりを進めるとともに、合同研修会の開催や啓発パンフレットの活用など連携の質の向上にも努めています。

なお、具体的な取り組みは、施策7「幼児期の学校教育や保育の提供」のうち、柱①「保育量の確保と教育・保育の質の向上」や柱④「保育所、幼稚園等と小学校の連携」などに掲載しています。

## **4 幼児期の学校教育や保育、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保と、資質向上のための取り組み**

質の高い幼児期の学校教育や保育、地域子ども・子育て支援の提供に当たって、基本となるのは人材であり、国や地方自治体、事業者は従事する人材の確保と養成を総合的に取り組むことが重要です。

そこで本市は、保育士等の人材確保に向けて、保育士資格取得見込みの学生等を対象にした就職説明会や保育士資格を再活用するための研修を実施するとともに、保育士の待遇改善に取り組む施設への支援を行います。また、福岡県が都道府県子ども・子育て支援事業計画において定める、保育士等教育・保育に従事する者の確保に係る取り組みと連動しながら、人材の確保に努め、本市の子ども・子育て支援事業計画を着実に進めるための環境づくりにも取り組んでいきます。

教育・保育の質の向上については、幼稚園教諭や保育士等を対象に実施する研修内容を充実し、専門性の向上を図ります。

地域子ども・子育て支援事業についても、関係職員を対象とする研修の実施はもとより、さまざまな専門機関との連携などにより子どもの待遇や支援内容の充実に努めます。

なお、具体的な取り組みは、施策1「母子保健」や施策7「幼児期の学校教育や保育の提供」、施策8「放課後児童クラブ」などに掲載しています。

## **5 産後の休業および育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保**

産後や育児休業後の保育の提供については、保護者が保育所等への入所時期を考慮して、取得中の育児休業を途中で切り上げるなどの状況があることを踏まえ、希望者が育児休業満了時から保育を利用できる環境を整えることが重要です。

そこで本市は、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認定こども園の普及や保育所の増設・定員の見直し、小規模保育事業の実施などにより保育の量的拡大を図り、育児休業を切り上げる必要のない体制を確保します。また、各区役所に保育サービスコンシェルジュを配置し、保護者の希望に応じた多様な保育サービスの情報を提供するなど、きめ細やかな対応に努めています。

なお、具体的な取り組みは、施策7「幼児期の学校教育や保育の提供」のうち、柱①「保育の量の確保と教育・保育の質の向上」や柱②「幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育サービスの充実」、柱⑥「教育・保育に関する情報提供」などに掲載しています。

## **6 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策の実施と連携**

社会的養護が必要な子どもや児童虐待への対応、ひとり親家庭の自立支援、障害児施策など特

別な支援を要する子どもへの支援を促進するためには、各機関での専門的な対応や相互の連携が必要です。

そこで本市は、社会的養護が必要な子どもへの支援として、家庭的養護を推進するため、児童養護施設の小規模化や里親・ファミリーホームの普及に努めるとともに、職員の資質向上や子どもの自立に向けた支援などに取り組んでいきます。

ひとり親家庭については、安定的な収入を確保するため、就労支援のさらなる充実を図るとともに、子育て・生活支援や経済的支援などにも努め、総合的な自立支援に向けての取り組みを進めています。

児童虐待については、育児不安の軽減を図るなど発生予防に努めるとともに、児童虐待が発生したときは早期発見・早期対応に努め、子どもの安全を第一に考えた取り組みを進めています。

障害児施策については、早期発見と相談・支援体制の強化や専門機関の機能強化を図るとともに、発達障害のある子どもへの支援の充実や社会的な理解の促進を図ります。

あわせて、これらの専門機関や関係部署が相互に連携しながら、特別な支援を要する子どもへの支援を充実していきます。

なお、具体的な取り組みは、施策11「社会的養護が必要な子どもの支援」や施策12「ひとり親家庭への支援」、施策13「児童虐待への対応」、施策14「障害のある子どもへの支援」などに掲載しています。

## 7 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

子育てしやすい環境づくりを進めるためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進とさまざまな子育て支援施策を、同時並行で取り組んでいくことが不可欠です。

そこで本市は、働き方やライフスタイルの見直しを図り、男女が協力して子育てする環境づくりを進めるため、「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」を中心として、企業や働く人、市民、行政が一体となり、広報・啓発や事業主・市民の理解の促進、ワーク・ライフ・バランス表彰の実施、企業へのアドバイザーの派遣、男性の家事・育児への参加の促進などに取り組んでいきます。

あわせて、多様な働き方に対応した保育や放課後健全育成事業の充実にも取り組みます。

なお、具体的な取り組みは、施策5「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」や施策7「幼児期の学校教育や保育の提供」、施策8「放課後児童クラブ」などに掲載しています。

※ なお、本計画に掲載していない事項は、子ども・子育て支援法やその基本指針等の関係法令などに従い実施していきます。

## 《参考》 子ども・子育て支援事業計画関連資料

### ■ 平成27年から平成31年までの推計児童数

#### (1) 推計児童数の算定の考え方

平成27～31年までの推計児童数は、国の示した「地域行動計画策定の手引き」に基づき算定しました。基礎となる人口のデータは、平成21～25年の本市の住民基本台帳の登録人口（外国人登録を含む）を使用しました。なお、今回示したのは推計値であり、今後の出生の動向などにより誤差が生じるおそれがあります。

#### (2) 推計児童数（各年4月1日の児童数）

【市全域】

(単位:人)

年齢		27年	28年	29年	30年	31年
0～5歳	0歳	7,946	7,763	7,600	7,440	7,281
	1・2歳	16,071	16,061	16,035	15,679	15,347
	3～5歳	24,954	24,728	24,392	24,117	23,914
	小計	48,971	48,552	48,027	47,236	46,542
6～11歳		50,198	50,169	50,072	50,182	49,945

【門司区】

(単位:人)

年齢		27年	28年	29年	30年	31年
0～5歳	0歳	685	662	639	621	600
	1・2歳	1,409	1,423	1,420	1,372	1,329
	3～5歳	2,311	2,308	2,224	2,204	2,192
	小計	4,405	4,393	4,283	4,197	4,121
6～11歳		4,975	4,904	4,926	4,878	4,842

【小倉北区】

(単位:人)

年齢		27年	28年	29年	30年	31年
0～5歳	0歳	1,544	1,525	1,505	1,482	1,461
	1・2歳	2,947	2,976	3,002	2,963	2,920
	3～5歳	4,258	4,243	4,241	4,261	4,270
	小計	8,749	8,744	8,748	8,706	8,651
6～11歳		7,980	7,978	7,946	7,995	7,972

## 【小倉南区】

(単位:人)

年齢		27年	28年	29年	30年	31年
0~5歳	0歳	1,999	1,961	1,931	1,902	1,874
	1・2歳	4,121	4,042	4,029	3,961	3,902
	3~5歳	6,147	6,188	6,062	6,093	5,977
	小計	12,267	12,191	12,022	11,956	11,753
6~11歳		12,418	12,410	12,444	12,352	12,417

## 【若松区】

(単位:人)

年齢		27年	28年	29年	30年	31年
0~5歳	0歳	572	553	535	519	503
	1・2歳	1,252	1,226	1,219	1,178	1,140
	3~5歳	2,035	2,047	2,018	2,009	1,959
	小計	3,859	3,826	3,772	3,706	3,602
6~11歳		4,456	4,456	4,465	4,480	4,460

## 【八幡東区】

(単位:人)

年齢		27年	28年	29年	30年	31年
0~5歳	0歳	442	430	417	404	391
	1・2歳	933	936	928	902	875
	3~5歳	1,613	1,596	1,561	1,522	1,513
	小計	2,988	2,962	2,906	2,828	2,779
6~11歳		3,233	3,254	3,304	3,379	3,391

## 【八幡西区】

(単位:人)

年齢		27年	28年	29年	30年	31年
0~5歳	0歳	2,276	2,218	2,169	2,120	2,071
	1・2歳	4,561	4,620	4,611	4,501	4,401
	3~5歳	7,288	7,107	7,063	6,851	6,850
	小計	14,125	13,945	13,843	13,472	13,322
6~11歳		14,382	14,478	14,421	14,599	14,433

## 【戸畠区】

(単位:人)

年齢		27年	28年	29年	30年	31年
0~5歳	0歳	428	414	404	392	381
	1・2歳	848	838	826	802	780
	3~5歳	1,302	1,239	1,223	1,177	1,153
	小計	2,578	2,491	2,453	2,371	2,314
6~11歳		2,754	2,689	2,566	2,499	2,430

## ■ 利用意向率

北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査により、就学前児童の保護者の教育・保育の利用希望を把握し、次のとおり利用意向率を算定しました。

### 【市全域】

認定区分	1号 3~5歳 学校教育のみ	2号 3~5歳 保育の必要性あり		3号 0~2歳 保育の必要性あり	
		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	1・2歳	0歳
利用意向率		45.9%	14.5%	36.1%	41.2%